

令和 7 年 6 月 5 日 (木曜日)

令和 7 年度南三陸町議会 6 月会議会議録

(第 3 日目)

令和7年度南三陸町議会 6月会議会議録第3号

令和7年6月5日（木曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君

町民税務課長兼 歌津総合支所長	芳賀 洋子君
保健福祉課長	阿部 好伸君
農林水産課長	佐藤 正行君
商工観光課長	宮川 舞君
建設課長	遠藤 和美君
会計管理者兼会計課長	男澤 知樹君
上下水道事業所長	小野寺 洋明君
南三陸病院事務部事務長	佐藤 宏明君
教育長	小松 祐治君
教育委員会事務局長	及川 貢君
代表監査委員	横山 孝明君
監査委員事務局長	高橋 伸彦君

事務局職員出席者

事務局長	高橋 伸彦
主幹	佐藤 美恵
主査	佐藤 辰重

議事日程 第3号

- 令和7年6月5日（木曜日） 午前10時00分 開議
- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 一般質問
 - 第 3 報告第 1 号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告
について
 - 第 4 報告第 2 号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決
処分の報告について
 - 第 5 報告第 3 号 令和6年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 第 6 報告第 4 号 令和6年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
 - 第 7 報告第 5 号 令和6年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 7 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

今日で3日目になります。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において3番高橋尚勝君、4番須藤清孝君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

ここで、昨日の及川幸子議員の一般質問の中で質問に対する答弁の保留がありましたので、答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（遠藤和美君） 昨日、電柱の移転に関して答弁保留させていただきまして、大変申し訳ありませんでした。

今回、この電柱の移転費用なんですけれども、移転する場合の費用については負担の決めというものがございまして、今回のケースでいいますと、町が3割、それから通信事業者さんが7割というそれぞれの負担で電柱移転をするというものでございます。

なお、費用につきましては、先日申しましたとおり、今後算定していくというものでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですね。（「はい」の声あり）

それでは、通告7番伊藤俊君。質問件名、1、誰もがQOLを高めていく福祉環境づくりを。2、主体的な地方創生施策の推進を。以上、2件について伊藤俊君の登壇発言を許します。伊藤俊君。

〔1番 伊藤 俊君 登壇〕

○1番（伊藤 俊君） おはようございます。

ただいま議長に許可をいただきましたので、壇上から一般質問行います。

今回、1件目は、誰もがQOLを高めていく福祉環境づくりをと題し、町民の皆様の日常生活における幸福感、充実感、満足感といった価値観の向上にテーマを置いて、質問、議論できればと思います。

質問要旨としては、人口減少が進む社会の中では、産業経済、地域交通、教育、医療・介護、防災などあらゆるカテゴリーでマンパワー不足が加速していますが、具体的な解決策を見いだすことも簡単ではない状況です。その中で、地域の限られた人的資源を最大化し地域力を高めていくためには、多様な力、潜在的な力を引き出していく方策も必要と考えます。QOLを高めていく福祉環境づくりは、地域力向上や活性化にもつながっていくと考え、以下について伺います。

質問相手は、1番目、2番目が町長と教育長、3番目が町長でお願いいたします。

それでは、質問事項ですが、1点目が、支援を必要とする人への就労、学習支援、社会参加など、QOL向上のためのサポートづくり体制ができないでしょうか。

2つ目、公共施設のユニバーサルデザイン化についてさらに進めていくためには。

3つ目が、地域の支え合いを持続可能にするための仕組みづくりは。

以上について、壇上からの質問となります。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、伊藤俊議員の1件目の御質問、誰もがQOLを高めていく福祉環境づくりについてお答えをさせていただきますが、初めに、御質問の1点目、支援を必要とする方々への就労や学習支援、社会参加などQOLの向上のためのサポート体制づくりについてですが、QOLって多分分からない方もいらっしゃると思う。クオリティー・オブ・ライフということで、人生の質とか生活の質を上げるということだと思いますので、御説明をさせていただきたいと思います。

近年、ダブルケア、8050問題、ひきこもり等、これまでの分野や世代別の支援体制では対応しきれない、制度のはざまや複雑化する課題が顕在化しております。これらに対応するため、令和6年度から5年間の計画となります第3期南三陸町地域福祉計画では、分野や世代を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する重層的支援体制の整備を重点事項としております。就労支援、相談支援などから就労につながった後もフォローを続け、切れ目のない支援を行っております。

こうした重層的支援体制を効果的に機能させるためには、社会福祉協議会等の関係機関の参

画や連携が重要となりますことから、住み慣れた地域で安心して生活維持できるネットワークを整えてまいりたいと考えております。

次に、御質問の2点目、公共施設のユニバーサルデザイン化についてであります、ユニバーサルデザインとは全ての人のためのデザインという意味でありまして、年齢、性別、国籍、障害などにかかわらず、誰もが利用できるデザインを目指します。

本町は、南三陸町公共施設等総合管理計画の公共施設等の管理に関する方針において、「全ての人にやさしい公共施設のユニバーサル社会の構築を目指し、障害者、高齢者にとどまらない、誰もが利用しやすい施設の整備を推進」することとしております。また、第3期の南三陸町地域福祉計画においても、誰もが暮らしやすい福祉のまちづくりの施策として、生活環境のユニバーサルデザインの推進を掲げております。

引き続き、誰もが利用しやすい施設になるよう、利用者の声を取り入れながら、ユニバーサルデザインの推進を図ってまいりたいと思っております。

最後に、質問の3点目になりますが、地域の支え合いを持続可能にする仕組みづくりについてであります、第3期南三陸町地域福祉計画では、地域福祉を推進するには、地域住民同士の付き合いや結びつきは欠かすことのできない重要な要素と認識をしておりまして、みんなで助け合う地域づくりを基本理念としております。

本計画を策定する際の町民アンケートにおいては、今後重点的に取り組むべき福祉策について、「住民がお互いに助け合えるまちづくり」が5割を超える結果となりました。日頃から顔の見える関係づくりが災害時などの場面においても迅速な対応につながると考えますので、地域内での挨拶をはじめとする住民同士の声の掛け合い、見守り、交流の場や居場所の確保など、住民同士が支え合う仕組みづくりについて進めてまいりたいと思います。

続いて、教育長から答弁をさせます。

○議長（星 喜美男君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） おはようございます。

それでは、私から、伊藤俊議員の1件目の御質問、誰もがQOLを高められる環境づくりについて、教育委員会の立場からお答えします。

初めに、御質問の1点目、クオリティー・オブ・ライフの向上を目指す環境づくりについてであります、本町では、第4期教育振興基本計画の理念に基づき、障害の有無にかかわらず全ての子供に対して個別最適な学びと協働的な学びを提供できる体制づくりを進めています。特別支援学級や通常学級における教員補助の配置に加え、社会教育の側面からも、学

校と地域が連携する地域学校協働活動を推進することで、障害のある子もない子も、国籍や人種、宗教、性別、あらゆる違いを超えて、全ての子供たちが同じ環境で共に学び合う教育の環境整備を図っております。

また、南三陸町図書館では、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律いわゆる読書バリアフリー法の趣旨を踏まえ、視覚障害や読書に困難を抱える利用者もひとしく活字文化の恩恵を受けられるよう、点字図書や拡大図書などを取りそろえ、誰でもサービスや情報を利用できる環境の向上にも努めております。

クオリティー・オブ・ライフの向上という観点からも、子供たちが自己肯定感や社会とのつながりを持ち、将来、地域の一員として主体的に生きていく力を育むことが重要であると考えております。

引き続き、誰一人取り残さない教育を通じて、共生社会の実現と地域の活性化に貢献してまいります。

次に、2点目の御質問、公共施設のユニバーサルデザインについてであります。本町の教育施設は、多くが昭和から平成初期に建設されたもので、老朽化が進んでおります。

こうした状況を踏まえ、施設の長寿命化を基本としつつ、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を計画に進めております。

具体的には、段差の解消やトイレの洋式化、案内表示の視認性向上、照明のLED化、さらにはICT環境の整備など、年齢や障害の有無、言語や文化の違いにかかわらず、誰もが使いやすい施設環境の実現に努めています。

さらには、教育施設は地域の避難所としての役割も担っており、日常と非常時の両面で安全性、利便性を確保することも重要と考えております。

今後も、全ての町民が安心して利用できる教育施設の整備に向けて、ユニバーサルデザインの推進に取り組んでまいります。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） それでは、答弁いただきましたので、自席から質問を続けてまいりたいと思います。

まず、先ほどの、町長、御説明最初にいただきました、クオリティー・オブ・ライフということで、定義は様々、いろいろ出ておりますけれども、やはり自分らしい生活や精神的な豊かさ、満足度などを評価する概念とか指標ということで定められております。言わば、心身ともに健康であるか、自立した生活ができるか、社会との関わりを持てるかで、人間らしい

生活をというお話になるわけなんですけれども、前段の質問要旨の中で、それをやっぱり進めていくために、どうしても避けて通れない人口減少というこの社会の中で、初めに、町長にお考えお伺いしたいんですけども、やはり何かこう進めていくにも人口減少とマンパワー不足というのは常に言われていることでもあります。町民の皆様の健康的で自立しながら社会に関わりを持つ生活を目指す場合に、この人口減少社会というのは、やっぱりどのような影響をもたらすとお考えでしょうか。まず、その所感をお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 人口減少社会については、当町の問題だけでなく、多分、昨日の、今日の新聞かな、出ていましたけれども、子供の生まれた数が70万人を切ってしまったということと、それから、人口、日本全体として、90万人が1年間で人口減少ということになりますので、90万人の県ってあるわけですので、県が1個なくなるぐらいの人口減少が加速度的に進んでいるということは、非常にこれは社会全体として大変厳しい問題に直面をずっとしていると。青森県の宮下知事がお話ししていたのが、このまま進むと青森県がなくなってしまうという、そういうような危機感を示しておりますし、基本的には、それぞれの自治体においては、出生数、合計特殊出生率とか含めて様々な目標数値を掲げてますが、現実問題としてなかなかそこに立ち至らないということが、大変この問題の根深さというものを物語っているんだろうなというふうに考えております。したがって、人口減少するということについては、まず、全体のいろんな様々な人との支え合いの問題とか、それからいろいろな問題について、このサービスが低下せざるを得ないという、そういう状況だというふうに思います。

しかしながら、私よく口癖のように言うんですが、人口減少社会というのは、一自治体で対応できる問題でもなくて、基本的には国の制度としてどのようにこの問題について取り組んでいくかということが非常に重要だと私ずっとかねがね言っておりますが、したがって、この問題について、一自治体の、先ほど言いましたが、一自治体が取り組める課題でもなかなか重い問題ですので、しかしながら、反面、そういった今の人口の中でどのように住民サービスあるいは生活の質を高めることができるのかということについて、そういう面で知恵を絞っていくというほうが私は建設的なんだろうなというふうな思いは常々持っておりますので、様々な分野で人が足りないからできないという言い訳はしないようにしながら、それぞれ知恵を出しながら進めていくということが非常に今後大事になってくるだろう

というふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 町長、常に私たちにメッセージいただきまして、同時に問い合わせもやはりいただいているというふうに感じております。住民の皆様のやっぱり生活の質を高めていくために、一般的に福祉分野で行政の皆様が担う役割としては、要は公助の部分ですね。暮らしやすい地域づくり、生活基盤の整備、安定したサービス事業量と提供体制の確保、地域生活支援事業の提供、医療体制の確保という、ちょっと大ざっぱに言えばこういう感じかなというふうになるんですけども、今回、この一般質問の中では、特に社会的弱者と称される分野にちょっと目線を置いて質問していこうかなと思うんですが、地域福祉計画及び第4期障害者計画にもその旨は示されております。現実的な様々な数値目標もその中で項目ごとにたくさん示されていますが、令和6年度から始まって、今年7年度ですから、進捗はされていると思うんですけども、やはり計画をこう何でしょうね、実行に移す中で、やっぱりどうしても、現状これは、何でしょうね、特に難しいと思われる課題というのは、何か感じる部分はあるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 課題といったところでございますけれども、地域福祉計画につきましては、令和6年の3月に第3期ということで作成をさせていただきました。事業実施していく上でといったところでになるんですけども、やはりそれぞれの問題、課題といったところが1つではなく複合している、または多様化といったところで、そういったケースが増えているという状況でございますので、1つクリアしてもまだ課題が残る、継続してといったところに、そういったケースが多くなってきているといったところでございますので、そうした部分の多様化している課題、問題への対応といったところが今後の課題といいますか、継続していかなければいけないというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 先ほど答弁にもありましたとおり、やはりこう何でしょうね、制度はあるものの、やはりその制度のはざまというものが、何でしょうね、その多様化とか複合化によってかなりこう何でしょうね、生まれてきているというか、そこをどうにかしようと思っても、やはり制度のはざまということもあって、なかなか難しい面もあるのではないかなどいうふうに感じております。

何をしようともやはりその何でしょうね、いつも言われるのやはりお金と、やっぱり担い手、

人の問題というはどうしても付きまといますので、それは、何でしょうね、一緒にたにすぐ解決するものではないので、これ粘り強くやっていこうということになろうかと思うんですが、その中でやはりキーとなるのは、やはり対話ではないでしょうかと。どうしても、何でしょうね、絶対数が全体的な総量から見れば少ない方々と言われる部分で、やっぱり制度のはざまに落ちていく方が生まれていくと思いますので、そのやはり対話で何かを引き出すというのは、これからの中でもポイントかなというふうに思っております。

現状確認したいと思うんですが、今回の1件目の質問テーマにも挙げました、町内において就労支援を事業として行っている事業所、団体の概要ですね。ちょっとそれをお示しいただきたいと思います。計画の中では、就労移行支援ですか就労継続支援と、ともに利用人数や利用機会の増加目標も示されております。土台の基盤整備についてどのように進めていくのか。もちろん事業所のほうも、当然ビジネスという面もありますから、増減というのもあるかと思うんですけれども、現状というのをどういうふうに捉えているかお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 就労支援の関係でございますけれども、現在、町内で障害者の就労支援の団体、事業所といったところは、専門に実施しているといったところはないというところでございますけれども、近隣で申し上げますと、登米市さんのほうでは13事業所、それから気仙沼市さんのほうでは8事業所ということで、今お話をいただきました就労移行、それから就労支援のA・Bという形で実施をされているというところでございます。

町内の障害者の方から就労の御相談をいただいた際には、町のほうでもその就労支援の事業所のほうにもつなげるような形を取らせていただいておりますので、そういった対応を現在取っているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） はい、分かりました。

町内には一応ないということでありつつも、ただ、町内で一応活動している団体もあるということで、一定程度その受け入れというのはされていると思うんですけども、やはりこれは、ということは、一単独の町では難しい問題なので、広域的、昨日も何かそういう話ありましたけれども、広域的にやっていく部分というのも必要じゃないかなというところで、これは着実にやっぱり進めていくべきことというふうに思います。

今、施設のことをお聞きしたんですけども、やはりそこでプラス人という問題はあるかと

思うんですけども、多様化、多様で変化していくニーズに対して、施設であったり専門員さんであったりとかというのは、個々のケース・バイ・ケースというふうにはどこまで対応できているのかなというのは、町としてどのように捉えていますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

対応につきましては、今、議員からお話しいただいたとおり、ケース・バイ・ケースって、いろいろな状況がございますけれども、施設それから専門の職員といったところでございまして、お話をさせていただければ、今年、今年度からですね、社会福祉係のほうにも社会福祉士を配置させていただいているというところでございます。それから、健康増進係のほうには、精神保健福祉士さんですかね、も配置をさせていただいておりまして、いわゆる専門的な相談とかですね、就労も含めてといったところではございますけれども、そういった相談とか必要な支援につなげるといったところでの体制については、内部的には整っているというようなところでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） そういう体制を取っていらっしゃるということは理解しました。実際に気仙沼市のように「かなえ」さんという拠点もありますし、いろんな形でその、全くないということではないと思いますので、そういったところをうまくつなげていくというのはもちろん大事な仕事かなというふうに思います。

ただ、一方で、精神保健福祉士ですか社会福祉士、介護福祉士さんなども含めて、もちろん専門職ではあると思うんですけども、事、就労支援という部分について、例えばこの何でしょう、福祉就労のコーディネーター的な役割を持つ方というのは当町にはいらっしゃらないということなんですねけれども、そういった方々も配置されているというふうに捉えていいよろしいんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

福祉就労コーディネーターの資格がある方というのは、今の役場の中にはおりません。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 何で聞いたかと申しますと、いろいろやっぱりヒアリングとかリサーチしていくと、一番聞かれる声としては、当事者の皆様がやっぱり選択肢を増やしてほしいと。これ当事者だけではなくて、親御さんですか、保護者の皆さんもそうなんですねけれども、先

ほどの町長おっしゃった8050ですかひきこもりとか、そういった問題の中で、何でしょうね、どの自分、御自身も、親御さんが高齢化していく中で、やっぱりどうしてもこの子のことが心配ですと、ただ単にやっぱり施設に預ければいいという問題ではないですという方もいらっしゃれば、片や一方では、どうしても施設に預けざるを得ないという選択をされている方々もいて、それはもちろん様々なお話ではあるんですけども、ただやっぱり一番聞かれるのは、どうしても選択肢が少ないなと。うまくこう何でしょうね、ニーズとマッチングできている仕組みがまだまだちょっと不足しているのかなという部分は感じていて、今後、その選択肢、皆様の就労のための選択肢を増やしていくために、行政側としてはどのようなサポートができるか、その点についてお考えはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 今お話をいただきましたニーズとのマッチング、選択肢を増やしていくといったところでございますけれども、まず、例えば町内の障害のある方がお仕事をしたいといったような状況であれば、町のほうとしても、先ほど申し上げましたとおり、就労支援のA・Bの事業所のほうにつないでいくといったことはさせていただいているというところでございますけれども、その後、例えば就労に結びついた後についても、就労後のサポートといいますか、その後どうですかとか、仕事のほうは順調なんでしょうかといったような、面談ではないんですけれども、そういったサポートもさせていただいておりますので、その中で仕事が例えば合わないとかといったことになれば、じゃあ違う職種といったところも考えていくましかどうこうとも併せて相談をさせていただいているというところでございまして、その点については、保護者さんの御意見、御意向も踏まえながらということで対応をさせていただいているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 御本人がもちろんそういう意思があれば、その意思を尊重するというのはまず基本線だと思いますし、また、御家族の皆様も心配というのももちろん尽きない部分もあるので、そこも一体的に、やはり丁寧にというか、サポートいただければなというふうに願っております。

ちょっと学校現場について質問を振りたいと思うんですけども、学校現場における学習支援のサポート体制ですか、社会、図書館のお話もいただきましたけれども、事、その何でしょうね、支援の大枠としては、町内にいらっしゃらないと思うんですけども、医療的ケア児に対するサポートというのはどのようになっていますでしょうか。医療的ケア児または

発達支援というのが学校の中における主なサポート体制なのかなというふうに思うんですけども、事、医療的ケア児に対するサポートについて、ちょっとこの場で聞いておきたいと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） では、御質問にお答えいたします。

現状、今、町内の学校においては、医療的なケアを要する児童生徒は、現在は在籍していません。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ちょっと質問の仕方が悪かったので、すみません。現状はいないと思うんですけども、例えばこう何でしょうね、発生してから対応ではなくて、発生することも想定して学校現場の中ではそういう体制づくりが可能でしょうかという部分についてお聞きしたかったんですが、その点についていかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） 実際、現在の状況では、そういう方々、対象の方々はいらっしゃいませんけれども、いずれそういった事案が発生する場合には、恐らく保育所とかそういうところからの流れで入学されるといったところでございますので、そういう時間的な、何ですか、というところは、少し準備ができる期間があるのかなというふうに思っております。

今現在、学校で、申し訳ありませんが、医療的ケア児の受け入れ体制というところまではなかなかというところではあるんですけども、いずれそういった、町内でそういったお子さんがいるかいないかというところの情報は、保健福祉課等とも連携して、情報つかみながら対応を進めてまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） そこはぜひ連携をしていただく部分と、あとは、先ほどの就労支援の話にもつながる、つながるというか、同じような話になるんですけども、障害児福祉計画においては、令和8年度までに、目標としては、協議の場の設置及び医療的ケア児コーディネーターの養成について、これも単独市町村では難しい場合は圏域でもオーケーというふうになっていますので、まだいらっしゃらないということは理解しているんですけども、難しいですとかというふうにならないために、そこはこう何でしょうね、事前にいろいろやり取りしていく部分は必要かなというふうに考えております。ですので、よろしくお願いしたい

と思います。

あわせて、ちょっとこれは追加でお聞きしたいんですが、今年、こども家庭センター設置されました。機能のほうもいろいろリーフレットのほうに表示されていますが、言わば障害を持つお子様御本人及び御家族に対する相談業務というのが具体的には記載されていないと思うんですけども、そういうことも家庭センターの中の機能に含まれているのか、そこ確認させていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） お答えをさせていただきます。

障害の方につきましても、こども家庭センターのほうでそういった相談とかの受付をさせていただいているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ぜひそこは分けてほしくなかったというか、逆に、よく言われるワンストップでいろいろ窓口対応ができるという部分を期待しておりましたので、その答弁を聞いて分かりました。はい。

いろいろもっと支援のメニューとかは、細々突っ込んでいくと時間がないのでこの場ではいたしませんが、本質的に、支援というものは、当然必要ではありながらも、片やちょっと一方通行になりがちになってしまってはいけないかなというふうに感じています。そういう意味で、支援する方々のサポートの必要性はもちろん感じているんですけども、同時に支援者、要は支援を受ける方々を減らす工夫というのもやっていかなければなというふうに思っております。それによってマンパワーのコストであったりとか、お金のコストであったりとか、時間のコストも減らさせていけるのではないかというふうに、これが要は、果てはクオリティー・オブ・ライフの向上につながっていくというふうな話になるんですけども、人が減るからイコール地域力が低下していくではなくて、人が減るから逆に可能性は広がったり、潜在力を引き出す仕掛けが必要というのは、これは町長もおっしゃっているとおりかなというふうに感じていますので、そこを一体的に進めていくことをこの場で期待しますというふうに言及しておきます。

先ほどずっと就労支援の話にまたなってしまうんですけども、いろいろ先例の事例とか全国的な取組というのは散見されますので、全くできないという話じゃないだろうなというふうに思っております。大ざっぱに言えば、農福連携ですか、例えばカフェをつくって、そこで、何でしょうね、接客サービスを行う方がいたりですとか、事、観光分野でも結構いろ

んな形で皆さんも働いていらっしゃる現場も見ておりますので、そういった意味ではアイデア次第ではないかなというふうに思っております。一例挙げますと、当町においては水産業だと、例えばワカメの出荷時期というのは人手が欲しいですし、機械でできない。そうなってくると、その繁忙期というのは、やっぱりそういった方々のお力を借りるというのも、地域の中で顔が見える関係性づくりもできますし、そこで、何でしょうね、お金が発生する仕組みというのも生まれれば、それは地域の中でどんどん回していく仕組みになるんじゃないかなというふうに思っておりますので、そこは考え方次第かなというふうに思っております。

ということで、ちょっと1点目はこれぐらいにしておきたいと思うんですけども、また別な機会に改めて障害者の差別解消法ですか合理的配慮の提供義務化について、阿部司議員、以前質問されていましたけれども、それもまたどこかのタイミングで改めて行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、2点目に移りたいと思いますが、公共施設のユニバーサルデザイン化について。

ここで質問取り上げたのは、よくバリアフリーとユニバーサルデザイン、何かこう、ちょっと同じように見られがちかなと思うんですが、簡単に言えば、バリアフリーって要するに障害を取り除く、フリー化していくってことですので、あるものを変えていくというふうな考え方なんですけれども、ならば、最初からデザインすればいいんじゃないですかというふうに考えるわけです。

答弁においては、もちろんそれを進めていきますということでいただきましたので、それを基準としてというか、スタンダード化していく、基準化していくというのがこれからになるかなと思います。既存の施設を、何でしょうね、全部直しなさいという話じゃなくて、そういう目線を持って施設運営をしていきましょうという話かなと思うんですが、改めて、既存の公共施設においてというか、公共施設の範囲も広いんですけども、そのユニバーサルデザインという視点を持って施設を造ってきたというのはどれぐらい取り入れられて、ちょっと指標がないで間うの難しいかなと思うんですけども、震災復興事業でも新しいいろんな公共施設、建築というか造られました。その中でこのユニバーサルデザインという言葉がどれぐらい入っていたのかなという、その、何でしょうね、実際これぐらいですというのは難しいと思うんですけども、どれぐらい意識されていましたでしょうかというちょっと質問になるんですが、ちょっとお答えできる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 詳しくは企画課長から答弁させますが、基本的に、今お話をありましたように、うちの町の公共施設の多くが震災後に建築をしているということですので、このユニバーサルデザインということについての意識というのは、そこに携わった職員も含め、あるいは、当時派遣でおいでになって、建設も含めて大変詳しい方々、お越しいただいて御協力いただきましたので、そういう方々のいろんな角度からの支援をいただきながら進めてまいりましたので、十二分にとまでは行かないかもしれません、随分意識して、そういうことについては建設に当たってきたというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 今、町長からお話をございましたとおり、震災後の施設整備といった点につきましては、従来からのバリアフリーといった視点も含めまして、このユニバーサルデザインなるものにも対応し得ると、手続、手續と整備を進めてきたと考えてございます。

例えば役場庁舎もそうでございますけれども、エレベーターは今の時代当然であるものの、それらに加えまして、ケアセンターで申しますれば、単なる、例えば乳児、幼児といった考え方で、お母さんが御利用なされるときに座るタイプだけの部分もありますし、2階に行けばベッド式でおむつ交換もできるようなという形の、子育て世帯といえども様々なパターンがあるかと思いますので、そういう形の対応をさせていただいているといった状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 事、学校施設においては、先ほど答弁もいただきましたが、先ほどの答弁だと、どちらかといえば、今ある既存のものに対してバリアフリー、要は特定の誰かのためにいろいろ変えていきましょうと。変えていくという部分はユニバーサルデザインの中にも入っているので大事なんですけれども、今以上に、今以上にさらにそれを意識してやっていこうと。さっきの医療的ケア児の話もそれに延長線としてはつながっているんですけれども、今以上に何か必要性を感じている、施設整備も含めてですね、この学校のデザインという部分で、何かお答えできる部分があればお示しいただきたいんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） ユニバーサルデザインというと、特に指標とか基準とかいうものは、なかなかないのかなというところと、時代が変わればその都度そういった配慮しなければならないというところが出てくるのかなというところは認識しております。ま

た、整備する側では、そういったところ、思いやりだとか創意工夫をしながら対応していかなければならぬといつたところは、認識としては持っております。

現状の中でどこまでできているのかというところは、全て100%といつたところは申し上げられないかと思いますけれども、そういった視点を引き続き教育委員会、それから学校の中で一緒に共有していくことが大事だというふうには考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） どうしてもハード面というものは、できるものとできないもの、そしてさらに、修繕をかけていく部分と、それぞれそれぞれだというふうに思いますので、それをいかに改善していくかというのは、段階的に、そして随時にというふうになるというふうに思います。ただ、忘れてはいけない原則というのは、学校施設であれ公共施設であれ同じかなというふうに思いますので、全ての方に、先ほど教育長答弁の中では、学校は避難所にもなり得るという部分も言及いただきましたので、そうすると、やっぱり子供たちだけではなくて、町民の皆様全てに対して学校というものをどういうふうにしていくかという部分は、これからまた進めていただきたく、いうふうに思います。

もう一つ、ちょっとこれは教育長にお聞きしたかったんですけども、現状やっぱりハード面で整備できるところは限りはあるというふうに思います。その点において、逆に子供たちの中でやっぱり支え合い、助け合いというのは、学校の中でも既にされていることかというふうに思いますが、殊さらそれを強くまた今後意識して進めていくというふうなお考えですね、その点ちょっといかが……、お聞かせいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） では、御質問にお答えいたします。

学校におけるユニバーサルデザインという観点では、施設面のこともありますが、現在、学習のしやすさという意味でのユニバーサルデザインという考え方もありまして、例えば、私が教員時代だと、黒板の周りにいろんなたくさんの掲示物があって、逆に、みんなに目につくようにという考え方から、黒板だけに集中できるように、前のほうの掲示物はできるだけ減らして、児童生徒が黒板、授業に集中しやすいようにするであるとか、あと、教室のいろいろなものの配置を考えて、誰もが、子供たちが使いやすくするという、そのような、ハード面だけではなくて、いわゆるソフト面でのユニバーサルデザインの考え方も、今、学校現場では浸透しているところです。私が3月までいました志津川小学校においても、全体的にはそのような方向で進めているところです。

今後のことにつきましてですけれども、ユニバーサルデザインは、どこでも誰でも自由に使いやすくという、今のような観点と、それから、互いに過ごしやすいという面では、やはり、昨日も、おとといの答弁でも触れましたけれども、子供たちにとって過ごしやすい学校をつくることが互いの過ごしやすさにつながり、誰でも自由にいろんなことができる環境になるのかなと思っておりますので、施設面でのユニバーサルデザイン化はまず必要に応じて、そして、できるだけ対応できるようにということと、あと、ソフト面については、環境の整備と児童生徒の過ごしやすさをさらに、校長会議等を通して、進めてまいりたいと思いますので、ええ、以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ぜひ進めさせていただければなというふうに思います。何でしょうね、病気を持っているから、障害を持っているから助けなきゃいけないではなくて、あらゆる、本当に、個性と捉えて、その人が持つ個性と捉えて、お互いを認め合う環境づくりというのを学校現場からしていけば、それが、学校例えば卒業して次の段階に入ったときにも社会に参画しやすい、地域に入っていくというふうなときに糸口になると思いますので、そこはぜひ努めていただきたいなというふうに思います。

2点目について、ちょっと、これは最後、要望的な部分の話になるかもしれません、一応、町内に、これ多分、何年か前にも聞いたかなと思うんですけれども、多目的トイレというのももちろんたくさん整備されました。まだちょっと全部見たわけじゃないんですけども、大体のところが、おむつ交換台はもちろんありました。はい。これはもう子育て支援という意味合いで絶対、基本どこでも必要な部分かなというふうに思うんですが、ただ、これだけ高齢化社会になってきた中で、2022年なのでちょっと古いんですが、とある業界紙の調査によると、子供用おむつの販売額は1,400億円規模に対して、大人のおむつ販売額が実はもう1,150億円と、前年比で比べると、何でしょう、上昇率が子供のおむつの販売額よりも高齢者の皆様のおむつの販売額がどんどんどんどん伸びているという数字になっていまして、成人用おむつ交換台を町の中に、今後、改良として設置していくのかどうかというのはちょっと課題かなというふうに思っております。

もちろん町長もそうですし、まだ私もそうですけれども、当事者にはなっていないので、そういういた目線ってなかなか持ちにくいんですが、ただ、やはり、ユニバーサルデザインの中では、よくしていく、改良していくという部分も含まれますので、その点について、今後、方向性というか、そういう考えも必要かなというふうに思うかどうかですね。ちょっとその

辺、お考えがあればお聞かせいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） テレビのコマーシャルで随分やっておりますので、ある意味抵抗感なく購入する方々って結構いらっしゃると思いますし、使う年代に近くなつてきましたので、そういうのがあればなおいいなと思いますが、いずれね、これって、どこかで見たけれども、自販機あるんですよね。そういう自販機結構使っている方々いるという話を聞いておりますので、ある意味、どこに設置するかはともかくとして、そういうことに配慮するということも、一つこれから手だてとして考えていかなければいけないんだろうなというふうに思います。

総じてお話をさせていただくと、例えばこの役場の使い勝手というのは、我々ずっと毎日ここにいますから当たり前で、どっちに行けばどう何があるというの分かっていますが、初めて来た方々ってなかなか分かりづらい部分も多分あると思います。ですから、我々が全く気づかないところ、今は役場の話しましたが、いろんな町内の施設の中で、そこで働いている人たちが当たり前で何の違和感もなく利用していますが、初めて来た方々が、あれどっちなんだというか、分からぬという、例えばデザインの問題とか含めてですが、何でいうか、表示の仕方とか、そういうことも含めて、外部の意見というか、外の利用する方々の意見というのも非常に大事にしていかなければいけないなというふうに、そうしないと、なかなかユニバーサルデザインの、何でいうんですかね、上げていくというか、そういうのが少しできなくなりますので、いろんな御意見を寄せていただければ、町としても、全てが可能なのかというのには分かりませんが、少なくともそういう要望があった場合には柔軟に対応していくということが我々行政の務めだろうなというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 本当に、いろいろできることはまだまだあります。町長、今おっしゃった自動販売機についてもそうですし、おむつ交換台、おむつ交換台というか、何でしょうね、子供のおむつ交換台ではなくて、大人用の本当に大きい、はい、というものが、近隣では気仙沼市に2か所あったんですが、それもなかったものを改めて要望してというか、変えた部分というのは聞いておりますので、できなくないだろうなというふうは、期待はしております。

同時に、何でそれを言及したかというと、町長がおっしゃったそのデザインとかいろんな表示とかもそうなんですが、今まで、何でしょうね、旅行を諦めていた方々というのも、それがあることによって安心してこの町に来られるという、一つのメッセージになりますし、そ

のことがまた新たな交流を生むというふうに、これも期待しているんです。ですので、そういった町なんですよというふうなところを押し出していきたいなというのが今回の質問の大体の中身でもありました。はい。

ということで、3点目、1件目の3点目お聞きしたいと思うんですけども、答弁の中でも、そして地域福祉計画の中でも、重層的支援体制整備事業をやっていきましょうということで、何度かこれは、何度かというか、今まで予算委員会の中でも聞いてきましたし、以前にも聞いてまいりました。ただ、なかなかスタートしないというのがちょっとジレンマかなというふうに思っております。今年始まるというふうに思っていたというか期待していたというか、思っていたんです、始まると。それで、厚労省のこの重層的支援体制整備事業の移行自治体というのが全部リストアップ、全国の市町村全部リストアップする、それも、それにも南三陸町が令和6年度に移行準備しています、令和7年度から開始しますというのに入っていったんですね、リストアップされていたので、始まることを期待していたんですが、ちょっとそれは予算委員会でも御答弁いただいたとおり、令和7年度は移行準備期間ですというふうに御答弁いただきました。ですので、今年、今年度ですか、着実に移行準備も進めて、令和8年度の事業開始に向けて進めていく理解でよろしいでしょうか。ちょっとそれを改めてお聞かせいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（阿部好伸君） 重層的支援体制整備事業の関係でございますけれども、今、議員のほうからもお話をいただきましたとおり、今年度は移行準備という取扱いでございまして、令和7年度、今年度ですね、支援体制を整えるというところに、今、注力をさせていただいているというところでございまして、令和8年の本稼働、本格稼働といったところを見据えての動きを現在取っているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 今進めているという答弁でございました。

何でしょうね、箱というか、やっていくその体制もそうですし、箱もそうですし、やっぱり人の配置というのも考えていく中では、実は今年度準備していくとは言いつつも、残された時間は実は少ないだろうというふうに思います。いきなり今年度終了間際に、令和8年度4月から始めますだと、それは当然できないことであって、移行準備期間であるからこそ、この今のタイミングというか、本当にこう何でしょうね、年が2026年に変わる前ぐらいにはある程度形が見えていないと、また間に合わないかなというふうに思っておりますので、そこ

はぜひ進めていただきたいというふうに思います。

今回、その1件目、これで終わりたいと思うんですけども、ちょっと細々したところまでは今回質問は至らなかったんですが、まちづくりのその視点とか視野とか視座をどこに置くかで町の未来変わると思っています。今回のお話も、どこにその、何でしょうね、ちょっとあんまり分けるのは嫌なんですけれども、健常者と障害者とかってカテゴリー分けるの嫌なんですけれども、どこにやっぱり目線を置くかで、誰もが生きやすい、例えば、障害者の皆様が使いやすい、生きやすい、過ごしやすいという目線であれば、誰もが過ごしやすいというふうに総体的にはなっていくというふうに考えていますので、そういった視点とかというのは、今後、地域共生社会を実現するためにも、まずは第一歩目かなというふうに、はい、ゴールではなくてですね。ぜひ、その始まりをですね、はい、打ち出していただきたいんです。それがやっぱり、行政の皆様が打ち出すことによって、我々という、我々というか、町民のほうもやっていきましょうというふうに一体的にやっていけるかなというふうに思っております。

国のほうでも法改正いろいろ打ち出しておりますけれども、これは、令和3年に地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進についての法令改正がございました。その中で、言わば福祉の領域だけではなくて、商業、サービス業、工業、農林水産業、全部全部だな、全部つながっていくんですねけれども、まちおこし、交通、都市計画も含め、人、分野、世代を超えて、地域経済、社会全体の中で、人、物、お金、そして思いが循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが地域共生社会の実現には不可欠であるというふうに言及されていますので、はい、この考え方をベースでぜひやっていきましょうというのが今回のそのQOLを高めていくという質問の総意でもございました。

ということで、以上で1件目の質問を終わりたいと思います。

では、2件目、自席から続けていたします。

2件目は、主体的な地方創生推進の展開をということで、質問要旨は先ほどの1件目にもつながっておりますが、人口減少社会におけるまちづくりの課題は、町単独では解決や改善が難しいものが多い。国や宮城県と連携してまちづくりをしていく必要がある状況において、「もの、お金、コト」をダイナミックに動かしていく活力は「ひと」にほかならないというふうに考えております。震災復興の原動力も町民と町外から関わった皆様との力の融合であったことを思うと、町全体で主体的に町外の方との関わりをより広げて、強め、関係し続けることが今後も必要と考えます。

地方創生施策における今年度の取組及び今後また主体的に取り組むべき施策について考えを伺いたいと思います。質問相手は町長でございます。

1つ目が、地方創生伴走支援制度を採用した目的は。

2つ目が、C I O補佐官委託制度を採用し目指すものは。

3つ目が、二地域居住政策推進の考えは。

以上について、2件目の質問といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、伊藤俊議員の2件目の御質問です。

主体的な地方創生施策の推進についてでございますが、初めに、質問の1点目になります。

地方創生伴走支援制度を採用した目的ということですが、地方創生伴走支援制度は、地方創生に関する市町村の課題や希望に応じて、課題の整理、見える化、問題解決に向けた視点、ゴールの設定を目的に国家公務員が伴走する制度であり、本町では防衛省、国税庁、国土交通省所属の3名の方から支援をいただいております。現在、具体的な事業として、高校魅力化プロジェクトや地域公共交通の継続展開に向けた助言をいただいているところであります。年々複雑化する各種制度に応じ、多面的、多角的な視点から課題を整理していただいて、持続可能なまちづくりをより確実に展開していくため採用したものであります。

次に、質問の2点目になりますが、C I O補佐官委託制度の採用し目指すものについてであります、本町では、デジタル技術等に係る専門的知識、ノウハウを有する事業者へC I O補佐官の業務を委託することにより、本町のDX推進に関し助言等をいただくこととしております。C I O補佐官によりまして、各所属、職員間の連携でできていないものについても調査、分析等することで、これまで当たり前のものとして導入したシステムに関し、改めて最適化を図ってデータの利活用を行うことで、住民サービスの向上及び情報セキュリティ対策の強化はもとより、費用対効果の追求を進めていくものであります。

御質問の3点目でありますが、これらの二地域居住政策推進は、さき、阿部司議員にもお話をさせていただいたので、実現可能な対応等について整理を進めながら、必要と認める施策を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） それでは、2件目の地方創生の施策の推進ですね。それについてもさらにお尋ねしてまいりたいというふうに思いますが、1つ目が地方創生伴走支援制度という、国が打ち出したものに町が手を挙げて採用されて、実際に3名の方が町にいらっしゃってい

いろいろ取り組んでいただかくというふうに昨日も伺いました。

昨日、関係人口とかいろいろ話ありましたけれども、やっぱり非常にこの何でしょうね、外からの力、視点というのは、今までもそうでしたし、これからもそうですが、必要というふうに思いますので、制度に手を挙げたというのはいいことだというふうに思っております。

今、答弁の中で、高校魅力化と地域交通についていろいろと、これから3名の方に御助言ですとか、いろいろ一緒にやっていくというふうに伺いましたけれども、逆にその何でしょうね、それ以外の部分については特にというか、それが主であって、それ以外のことについては、何でしょうね、制度を進めていく上で範囲外になってしまいのか、それとも総体的に進めていくのかというのと、その求めていることにもともと、その何でしょうね、昨日、国交省の方と防衛省の方が来るというふうに伺ったんですけども、要はミスマッチというものはないというふうに理解してよろしいんでしょうかという質問です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） なぜ採用したかということですが、基本的に、担当企画課なので、企画からこの話が私のところに来まして、やろうという話したのは、実は、震災後にうちの町に財務省から8年間職員が入ってまいりました。その際に、予算の取り方、獲得の仕方とか含めて、やっぱりすごい詳しいんですよ。そういう経験をしているものですから、今回、どうしましょうといったときには、やろうということで指示をしたわけですが、ただ、心配もあって、実はこれ、全て手挙げたところが全て採択するわけじゃない、採用されるわけじゃないくて、自治体、向こうで選ばれる、マッチングしないと駄目なものですから、結構の人数、自治体、手挙げたんですが、そんなに、採用された自治体ってそんなに多くなくて、（「60」「60の市町村」の声あり）採用されたの、60の自治体が採用されておりますが、結果、うちもおかげさまでそこに採用された、入ったというわけですので、そういう意味において、先ほどお話しした内容について、いろんな意味でサジェスチョンいただきたいなというふうに思っております。

なお、具体については、企画課長のほうから答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） お力添えといいますか、御協力をいただくに至った経緯というのは、今、町長、お話をさせていただいたとおりでございまして、また、町長答弁の中には、高校魅力化、いわゆる地方創生の部分ですとか、既に本町で導入いたしております地域公共交通の整理といったことをまず頭出しとしてお願いをさせていただいてございます。

制度が走る段階では、基本的には、地域課題等についてお話しをさせていただきながら、国とすれば、重点とすれば3つ程度の事柄について、項目について伴走支援いたしましょうといったお話を賜ってございます。

今後、本町に実際にこの3名の方々お越しいただいて、現地を見ていただきながら、様々な課題の掘り起こしといったこともお願いする予定でございますので、その際には、先ほど申し上げました2点のほかにも、本町の現状といったものをじかに見ていただきまして、逆に我々がヒアリング等されながら、掘り起こすべき課題、整理すべき項目について、お互いに、共通といいますか、共有化していくといったことで、今の段階では予定をさせていただけます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。（「訂正」の声あり）

○町長（佐藤 仁君） さっき、財務省の職員8年と言いましたけれども、正確には7年でしたので訂正します。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前11時02分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤俊君の一般質問を続行いたします。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） それでは、質問を続けたいと思いますが、先ほどその3名の方、そして60自治体という、全国でも選ばれたということで、やっぱりこの制度を本当にうまく使っていきたいなというふうな思いではあるんですけども、伴走支援ということは、先ほど答弁いただいた高校魅力化の部分と地域交通の課題整理みたいなところの部分においては、ある程度、計画立案だけではなくて、実行のフェーズまでこの1年の中で進むというふうに捉えていてよろしいのか。

あとは、この2つなんですかけれども、要は高校魅力化も地域交通も所管は企画課ということで、一緒に伴走支援でやることによって職員の方のスキルアップとかレベルアップも図ると思うんですが、ただこの2つだと、ほかの担当課のところまで職員のレベルアップというものが波及効果につながるのかなというのはちょっと、ちょっとクエスチョンマークかなという部分が今思っているんですけれども、その点についてどういうふうに考えているかというのはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まず、伴走支援でどの部分まで例えば今年度において実現の方向につながるかといったことでございますけれども、どちらかというと、先ほど来申し上げております2点につきましては、当然、町として事業導入した内容でございまして、今現在、入り口として呼び水的にお話をさせていただいている現状とすれば、例えばなんですが、高校魅力化事業でありますと、いわゆる旧地方創生推進交付金なるものが令和8年度をもって終了となると。これに代わるものまた旧デジ田等を模索した場合に、やはり国の制度としますれば、何か新たな付加価値あるいは整備等といったことが要求されますので、そういったことではなくて、何か様々な制度あるいは仕組みを国のほうからも御提案等いただくしながら、既存を何も華美な実装することなく継続して安定運用に向けた、どちらかというとその財源的な部分で御助言を賜りたいということが一番でございます。

また、地域公共交通について申しますと、どうしても今の制度上は、従来の定時定路線、いわゆる線の置き換えでサービスとして実施をさせていただいておりますけれども、本来、デマンド運行といったものについては、面展開で運行していくものだと考えてございます。とはいえ、制度とすれば、従来の定時定路線の置き換えといった形の手続のままで進んでございますので、これが何かしら各種綱紀等に照らした場合に、もっと柔軟な手続あるいは運用ができないかといったことについて、国土交通省の方もお入りいただきてございますので、そういった点について御助言をいただきたいと考えてございます。

また、当課で担当いたしますのがその2点となりまして、先ほど申しした内容ですと、基本的には大きくは3つ程度といったことでお話が従来からされてございます。今後、6月あるいは7月に現地にお越しをいただきて、様々お話をさせていただく中で、本町の事務事業について、何かしらの課題等を整理すべきだといった御助言等がありました場合は、その点についても可能な限り御協力、御指導いただきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 町としても、挙げていただいた2点については、何でしょうね、すぐ終わるものではなくて、今後また継続していかなければいけないものというふうにも思いますので、そこは、何でしょうね、今回のチャンスを生かしていただきて、国と町との接続をより一層図っていただくことも期待する制度でございますので、その点はぜひお願いしたいのと、なかなかその何でしょうね、御助言をいただく、それから財源の、何でしょうね、探し方ですか、いろいろ使い方とかというふうなものは大きな部分かなというふうに思うんで

すけれども、いろいろ制度を考える上でですとか進めていく上で、やっぱりそれなりに国の官僚の皆様ですから、スキルというものをやっぱり持つていらっしゃるんだろうなというふうに思っておりますので、それをこう何でしょうね、担当課だけにとどまらず、せっかくの機会なので、いろいろ全体で共有してほしいなという、短期間の中でいろいろやるのは限られるかもしれません、せっかくの機会なので、それもぜひうまく接続していただきたいなという意味合いで質問させていただきました。

そして、今、課長、答弁していただいたとおり、次に向けてというビジョンを持った上での制度活用かなというふうに思いますので、その推移については、1年間という期間ですから、1年間というか、もう6月からということは実質1年ない期間の中でどれだけやるかというのは、はい、相当本腰を据えてやらなければいけないのかなというふうにも思うんですけれども、逆に、短期でやらなければいけないという部分で、ともすれば、ちょっと急いでしまうと、何か成果目標追い求めるばかりですね、何か本質的なものがちょっと抜け落ちてもいけないかなと思うんですけども、その短期でやらなければいけない、何かプレッシャー的なものというのは、行っていく上で感じていらっしゃるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 伴走いただく支援官の方々というよりも我々のほうが、しっかりと本町の課題といったものについて、やはり電子メール等での協議というのは随時させていただいております。これまで、あとウェブ会議といったもの4月からスタートさせていただいておりますけれども、限られた時間、期間といったものを有効に活用するに当たっては、やはり我々側の課題の整理、現状の把握といったものが最たる点と考えておりますので、その点について我々が意を用いるべきだと考えてございます。

また、先ほどお話をいただきました部分で、この伴走支援制度の一つの内容として、このチーム、ワンチームとして3名の方々が来ていただくわけですけれども、その方々が直接、各所属される省庁につなぎといったこともございますけれども、一方で、その方々が国の支援制度を紹介するのに加えまして、直接の担当者へのつなぎといったことも業務の範疇としては含めていただいてございますので、どちらかといいますと、都道府県等を通じたこれまでのラインといったことに、さらにそういったパイプといいますかつながりが新たに生まれるといったことですので、他課の事業等についてはこういった点を十分に活用させていただければと、我々としては考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 伴走支援制度の、今確かに自治体に出向いてチームでいろいろ指導するとか、あるいは地域課題を解決するとか、いろんな取組があると思いますが、私は、逆に思っているのは、伴走支援で地方の自治体、60の自治体に派遣される方々って、官僚の方々って、国民と面と向かって仕事したことってないですよ。さっき言いましたけれども、財務省の方々3名、うちにおいでになったときに、地方って町民と全くもうじかに向き合って仕事をしなければいけないと。したがって、地域の課題あるいはそれをどう解決するのかということについて非常に勉強になったとお帰りになっていますので、この伴走型支援の派遣される職員の方々って、より彼らこそ勉強するいい機会なんだと、私、思っているんです。

ですから、ある意味、地域の課題も含め、そういったものにどう向き合うのかということについて、ずっと1年間という短い期間ですが、彼らにとっていろんな目からうろこが落ちるようなケースも多々出てまいりますので、お互いに勉強するいい機会なのかなというふうに私は思っているんです。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 町長おっしゃるとおり、本当にいい機会だというふうに思っております。どうしても短期って期限は決まっているので、その中でやらなければいけないことはもちろんあると思うんですけども、それに続くものが生まれればなというふうにも期待しておりますし、そこでやっぱり失ってはいけないのは、あくまで主体的にというか、こちらが主体的に、いろいろこう何でしょうね、来る方々に対して投げかけていくことも、そして持ち帰っていただくことも、この制度の一つの趣旨かなというふうに思いますので、そこは肝だなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今、町長もおっしゃいましたが、やっぱりいろいろ地域の声をそのまま感じていただくことは本当に必要だというふうに思いますので、時間は限られていますけれども、この伴走される皆様と町職員の皆様主体の事業にとどまってしまわないように、何らかの形でだとは思うんですけども、地域住民の方々も加わっていただく機会というか、何かそれを、町の現状知っていただく機会というのは、高校魅力化であれば魅力化の協議会、高校の協議会のほうもあると思いますし、また、地域交通あれば、当然、地域交通会議とかありますので、そういった地域の声を拾い上げる機会、関わりの機会を持てるかどうかというのはどうなんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） この地方創生伴走支援制度の基本的な業務内容で示されてございま

すのが、オンライン会議であれば、例えば毎週1時間程度はそれぞれでやりましょうといったことと、四半期に一度程度は現地に赴いて状況を確認いただくといった、仕様といいますか、そういった仕組みになってございますので、今、議員からお話のございました部分がかなうかどうかといったものは、今後、実際に現地にお越しいただいた際に、その課題の整理の中でこちらのほうからお話をさせていただくということはできますけれども、それが実際その地域住民の方々と直接に意見交換等できる会議の場にスケジュール的にも合うかといった現実的な問題もございますので、今後我々からお話しする内容としてとどめさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 直接関わる機会がつくれるかどうかはまたこれからだと思いますし、もし、そういう機会がなかなか難しいのであれば、やっぱり高校魅力化にしても地域交通にしても、地域の方の声をちゃんと拾い上げて、それを接続するのが当局の皆様の役割かなというふうにも思いますので、そこは期待したいというふうに思います。

では、2点目、CIO補佐官委託制度について質問していきたいと思うんですが、3月の当初予算審査において、さらっとお聞きしました、この部分。何でしょうね、デジタルトランスフォーメーションの推進なんですけれども、掘り下げがまだできていない段階での委託制度活用ですという答弁内容でもありましたし、計画策定ありきでは本質的解決にならないので、そこはまだ、まだ分からないというふうな段階だったというふうに理解しております。

同時に、組織間の横串的な役割も期待するというふうに言及いただきましたので、うまく庁舎内の中でいろいろ連携をしてほしいなと思うんですけれども、改めてですが、その役割と推進していく業務、それから、6月になりましたけれども、現状の進捗というのはいかがでしょうかという、はい、お答えいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） CIO補佐官業務としてお願いをいたします部分は、今、議員からお話をいただいた、3月の際に御説明をさせていただいた内容でございまして、その推進計画、DX推進計画なるものの策定に向けた前段階の整理、何もその計画の策定をゴールとせずして、本町に必要な推進内容といいますか、そういったものの整理といったことはお願ひをさせていただいております。

また、DX推進計画以前の部分になりますけれども、現在、各課等で使っているデータをさらに利活用して、省力化あるいは効率化等図れないかといったことについて、着眼いただき

た評価等を既に進めていただいてございます。

加えまして、いわゆる基幹系システム等も含めまして、これまで本町が当たり前として導入してきたシステムの在り方といったものが、本当に今の時代あるいは技術等に照らしてそれが最適なのかといったことについても整理を始めていただいておりまして、進捗といたしますれば、各課の事務事業を含めて、システムの導入あるいは活用状況等についてのヒアリングをまず終えさせていただいてございます。今現在は、受託者のほうで、その整理といったことで事務を進めていただいているといった段階でございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） マンパワー不足の中で、いろいろ工夫の、改善の余地がある中で採用されたというふうにも思っておりますので、その最適化なる部分、制度とかいろんなシステム自体はより拡大化、複雑化している中で、どれが最適かというのを見つけるというか整理していくことによって、業務の効率化であったりとか合理化ですとか、いろいろ取れていくというふうに期待しておりますので、また、今、整理の段階ということで伺いましたので、また推移は見守っていきたいと思います。

課題整理等もいろんな部局のほうで進められて、それが今吸い上げられたということで、じやあまた次の段階ですね、どうなっていくかというものは、またどこかの機会で、また確認させていただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

ちょっとこの気になっている部分なんですけれども、C I O補佐官ということで、一般的にはC I O補佐官というものは、自治体の最高情報責任者というんですかね、このC I Oというものが、最高情報責任者を補佐し、デジタル化や情報戦略の推進を支援する役職ですというふうに一般的には言われているんですけども、この場合において、その補佐官という役職上、最高情報責任者というのは町長という理解でいいんでしょうかという、ちょっとそこ、はい、お示しいただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 本町のC I Oとなりますと、副町長といったことで整理をさせていただいておりますので、事務の最高統括といいますか、そういう形となります。

また、デジタル人材派遣のデジタル人材制度といったものの中で、どうしてもC I O補佐官といったことがメニューとして御用意されておりますけれども、答弁にもございましたとおり、本町では、委託といった形でお一人、身分を持つお一人といったピンポイントではなくて、こちらもチームとして御対応いただくという仕組みを採用させていただいている

で、御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 今年度1年間の中でどれぐらいできるかというのは、はい、また今後になるかなというふうに思うんですが、どうしても、何でしょうね、性質的に、何でしょうね、何か投資的経費的な意味合いが強いのかなというふうに、要はまだ固まっていない、いろんな見えていない部分に対してやっていくという部分ですので、投資的な意味合い持つのかなと思うんですけども、費用対効果じゃなくて、投資対効果というものをどれぐらいこの部分で見えるかというのはもちろん難しいと思うんですが、これ、どういうふうに成果出たかというのを、どういうふうにこう何でしょうね、私たちにというか町民の皆さんに対してもお伝えできるのかなという部分が気になるんですが、ゴールはまだ全然分からないと思うんですけども、そういう部分どういうふうに見せていくのかなという考えについてはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） いわゆる金額的な部分、経費的な部分での費用対効果といったものをどういう形で推しはかっていくかといったものは、なかなか難しさがあると思います。金額とすれば1,500万円弱の予算を頂いて実施をいたしてございます。

その効果といった部分の検証でございますけれども、単純に物理的に無駄な、無駄などといいますか、費用に見合わない効果、あるいは活用しかされていないシステムの削減といったこともございますけれども、データの利活用等で、町民の皆様、住民の皆様に、いわゆる今よりもっとワンストップ的な対応、窓口対応等ができれば、それは目に見える効果として評価いただけるのかなと、現段階ではそういった整理をさせていただいてございますので、何をもって成果指標とするのかについては今洗い出している状況等も見据えながら、整理をさせていただければと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 一概にどれが成果出したというのは、なかなかこう何でしょうね、見える部分とそうでない部分もあると思いますし、ただ、予算計上された中で、これだけ費用を使ってこういうことやったんですよというのをやっぱりチェックもしなければいけませんし、検証もしなければいけませんし、それをやっぱり町民の皆様に、こういう今回制度を使ってこういうふうになったんですよというふうに説明するためにも、やっぱりその部分というのはちょっとある程度は、全部が見えなくても、ある程度は見えていく方向でありたいな

というふうには思いますので、これも当然終わった事業ではないので、またぜひ、いい報告となるよう、この事業の推移を見守っていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後、3点目、二地域移住政策について何点かお聞きしたいと思うんですが、昨日もお話を聞いたとおり、まだまだ課題も多いというふうに思いますし、また、うまく活用していけば、地方にとってはデメリットよりもメリットのほうが多いのではないかというふうな政策でもあるんですが、とはいえ、やっぱり難しい面もあると思います。全国、観光と同じように、全国が競争相手ですので、なかなか一概に、南三陸町だからというものがないと、やつたからといってうまくいくかというとそうではないというふうに思っておりますので、ちょっとそれでお尋ねしたいんですが、制度の根本的な部分です。二拠点で住まれる拠点をつくるということですので、変な話、本拠地がどちらになるかという部分で大分意味合い違うかなと。要は、都市部の皆様が地方へということで、都市部があくまで本拠であって地方がサブ的な、サブ的なと言うのは変ですけれども、そういうふうな見方になってしまふと、結局、地方のためにならないんじゃないかなというふうにちょっと見えてしまうんですね。都市のための地方ではなくて、地方のための都市という視点、理想、理想は言えますね、対等であるという考え方、視点がそこにあるかどうかなんですが、そういう捉え方はされているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） この二地域居住といったものは、国の方では国土交通省さんのはうから去年の段階で始まっている部分でございますけれども、今までに議員お話をございましたとおり、どちらが本拠地といいますかベースになるのかといったことは、結果としてどちらが本拠かというのは御本人の選択にはなろうかと思いますけれども、ちょうど昨日、報道等も、昨日、おとといですかね、夕方の段階で配信等されておりますけれども、いわゆるふるさと住民制度等も見ますと、見え方といたしますれば、どちらかというと、生活の本拠はやはり都市部であって、テレワーク等の行う場所、一時的なといいますか、週末等も含めて、ふるさとの居住するのが地方といった、今の段階では制度とすればそういった見え方なのかなということで考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） ですので、やっぱりこの質問のテーマになるんですけれども、だからこそ主体性を失わずにという部分はちょっと念頭に置いていきたいなというふうに思うわけで

す。課題もたくさんあるわけですね、住まいであったりとか、仕事もそうですし、教育環境もそうですし、税務の問題、戸籍、移動経費、昨日もありましたけれども。いろいろ課題がある中で、国のはうもいろいろ打ち出してくるとは思うんですけども、その課題に対して消極的になってしまっては、結果的にやっぱりうまくいかないのかなというふうに思いますので、逆に積極的に取り組む姿勢が、逆にPRというかプロモーションにつながっていくと思うんですけども、そういういた考え方で進めていくことを期待するんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この二地域生活という、二拠点生活の問題について、これまで国として地方創生としての取組の一環でございますので、石破総理がずっと地方創生ということに関わってきて、また新たな地方創生2.0ということでの進捗、進める中にあって、まさしく地方をどうするかということの、その向き合い方ということの一つの制度としてこういうものをつくりつづけてきましたので、我々が、それぞれの全国の自治体がどうそれに向き合うかということは、あとは自治体がどう覚悟を決めてやるかということだと思いますので、そこは担当課含めて、しっかりとやりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） その覚悟なるものを期待したいというふうに思います。

最後になりますが、昨日このお話の中で関係人口等々、いろいろ土台、ベースが、当町には強みがあるというふうにも伺いましたので、最後その点確認したかったんですけども、南三陸応縁団なるもの、現状はというか、今後の発展をどう考えるかというふうに思うわけです。今でも現存していると思うんですが、初めの頃のはちょっと、初めの頃のような動き方はちょっとなかなか今見えづらくなってきたかなと思いますので、バージョンアップというか、さらに進めていく、再度進めていくことはできるのではないかなど、その工夫次第ですね、というふうに思っております。

例えば、まだ登録の窓口は残っておりましたし、おでってのほうの窓口も残っておりましたので、改めて、はい、今、二地域移住、二地域というんですか、すみません、二地域居住の制度が推進されているタイミングであるからこそ、再度打ち出していくものと、あとはもうこれをパワーアップしていくことで、さらに関係人口というものを、拡大だけではなくて密接に強力につなげていく起爆装置になるのかなというふうにも思うんですね。それがふるさと納税の推進につながったりですか、この前、総務産建委員会で高知行ってきましたけ

れども、やっぱり観光の仕掛けにもいろいろつながっているんですよね。例えば応縁団と私たちの町のつながりの中で、来るたびにポイントがつくとか、いろいろ周遊することでスタンプがつくとか、それが、何でしょうね、ポイントが重なっていくと階級が上がっていくとか。高知県にはパスポートも龍馬パスポートってあったんですけども、そういうのを発行して、密接に何でしょうね、繰り返し繰り返し関係してもらうような仕掛けづくりというのがありましたし、そういう意味ではまだまだできることははあるのではないかというふうに思いますので、そこをやっぱり主体的に打ち出していただきたいなというふうに思うんですが、はい。

質問は、その応縁団の今後をどう展開していくかという部分を最後お尋ねして、質問終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今後の展開の覚悟については、商工観光課長のほうから時間いっぱい使ってしゃべってもらいますけれども、前段として、今、伊藤議員おっしゃったように、応縁団つくってもう10年近くになります。ですから、当時応縁団に入っていた方々というのは、ほとんどボランティアとか含めておいでになった方々ですので、あの熱量はすごかったんですね。それがだんだん年を追うごとに薄れてくるというのは、これはやむを得ない部分があるかと思います。

それと、拍車かけたのはやっぱりコロナなんですよね。もうコロナで全く移動ができなくなつたということが、ある意味そういった熱量が下がった一つの大きな要因にもなっているなというふうに思っておりますが、しかしながら、南三陸とせっかくつながっている応縁団の皆さんですので、そこをどうこれから展開していくのかということについては、宮川商工観光課長のほうから抱負を述べさせて、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

昨日もお話ありましたように、南三陸応縁団、平成27年に発足しまして、その後5年間、観光協会に事務局運営業務を委託して運営をしてきました。しかしながら、持続的な関係性の構築というのを図っていくために、これを、本来、観光協会のほうに運営をお願いしている南三陸観光ポータルサイトのほうに、メルマガ会員として、要はファンサイトですね、のほうに移行してきたというのが経緯でございます。まさに令和元年からこの移行を行いまして、その後も継続した様々な活動をという矢先のコロナで、やはりそのコロナによって一旦取組

が中断しているのは現状でございました。

ただ、もう一つの側面として、コロナの際、地域内の事業者、それから1次産業に関わる方々の流通等が減少、ストップしてしまうというような問題もあったんですけれども、その際、町で打ち出した產品ですね、地元產品の通信販売の事業も、やはりこの方々がすごく大きい力になって支えていただいたというのは現実です。

ですので、コロナの期間があつて、実際のその5年間で行ってきたような事業は、今なかなか再開できていないのが現状ですけれども、伊藤議員おっしゃるように、やっぱりこの方々とは継続して密に関わっていくということがいざというときの町の力にもなりますし、また、移住に向けたそのきっかけの窓口だと思っておりますので、今後、これまで行ってきた事業の見直しも含め、どうやったら持続的にそういった取組ができるかというのを、地域の方々ともお話ししながら、検討していきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で伊藤俊君の一般質問を終わります。

次に、通告8番今野雄紀君。質問件名1、地域コミュニティーの醸成について。2、生涯スポーツの振興。以上、2件について今野雄紀君の登壇発言を許します。今野雄紀君。

[10番 今野雄紀君 登壇]

○10番（今野雄紀君） おはようございます。

本日6月5日は、1972年に日本とセネガルの共同提案で世界環境デーが制定された環境の日だそうです。朝のラジオでバーチャルウォーターという言葉を知りました。日本は食料自給が40%弱です。輸入された食べ物が生産国でどれくらい水が使われたかが、バーチャルウォーターということです。例えば、モアイの国、チリから輸入されるアボカド1キロに対し2,000リットル使われていて、お風呂10杯分だそうです。アボカドだけでなく、育てるために使われている水も輸入されているという見方みたいです。世界的に見て、日本はバーチャルウォーターの輸入が世界で6位、1人当たり100万リットル、45メートルペール4杯分ということです。

前置きはさておき、この町の暮らしやすさの環境をよりよくするためをと思い、バーチャルな一般質問になってしまふかも知れませんが、通告2件、一般質問させていただきます。

1件目、これまで何度か質問してきた地域コミュニティーの醸成について、今回は少し角度を変えて質問させていただきます。

米をはじめ物価高、気候変動、社会状況の変化に伴う、行政区等への地域コミュニティーの醸成のための支援策が必要ではないかという、そういうことで、コミュニティー醸成のため

の現状の補助金、助成金、謝金などの支援策の状況について。

高齢化などに伴う、毎戸から集められる区費などの軽減策について。

地域行事が少しずつ復活しつつある4月には、戸倉神社の神輿渡御など、喜ばしいこと、うれしいことの再開などありました。そこで、地域ぐるみでのスポーツ大会や行事への支援の必要性、行政としても仕掛けていくことの必要性について、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、今野雄紀議員の1点目の御質問です。

地域コミュニティの醸成についてお答えいたしますが、初めに、御質問の1点目になりますコミュニケーション醸成のための補助金等の支援策についてであります、本町においては、一般財団法人自治総合センターが実施しております宝くじの社会貢献広報事業や、宮城県が実施をしております地域コミュニティ再生活動のための資金等の補助に関し、相談に応じるなどしております。

また、町の制度といたしましては、地域における集会施設の自主的な整備を促進するためのコミュニティセンター等集会施設整備費補助金や、おらほのまちづくり支援事業補助金を交付するなどして、地域コミュニティの醸成につながるよう対応をしているところであります。

次に、御質問の2点目になりますが、高齢化などに伴う、毎年度、毎月集められる区費などの軽減策についてですが、各行政区において定めている区費などについては、行政区ごとに、行政区の運営活動のために必要な経費などを算出して金額を設定しているものになります。

区費については各行政区によることとなりますが、行政から徴収等の相談があった場合には対応をしてまいりたいというふうに思っております。

最後に3点目になりますが、地域ぐるみで行われるスポーツ大会や行事への支援の必要についてですが、これまで地域の要望に応じながら、おらほのまちづくり支援事業補助金や、地区の公民館行事としてスポーツ大会等の行事への支援を行ってまいりました。

今後においても、関係する部署で情報を共有しながら、分かりやすい情報発信を行った上で、地域コミュニティ醸成のための支援を今後も継続してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、町長から答弁ありました。補助とか助成に関しては、例えば宝くじの分と、あと県からもある分、あと集会施設を改修するとか、あとそれとおらほのまちづくりという、そういう答弁あったんですけども、そこで、先ほど答弁あったこういった支援

を、町長はこれで十分だと思っているのか、そういう所感を伺えればと思います、最初に。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そこは、ちょっと物事の考え方です。基本的に団体があるから何でもそこに出せばいいのかという問題では、これはないんですよ。地域にそれぞれ活動している団体があって、その団体の皆さん方がこういう活動をしますので支援をお願いしますという、これがノーマルな状態だと思います。今野議員言うように、何でもかんでも出さないのかというような、そういう趣旨のような発言になると、これはやっぱり違うだろうというふうに思います。

ですから、それぞれの地域の方々が、これまで、おらほのまちづくり支援事業でいえば、令和4年度には10件、令和5年度には13件、令和6年度には11件という団体の方々に、おらほのまちづくり支援事業として直接的な財政支援をしておりますので、そういう窓口は広げてありますので、ぜひ、そういう地域の方々でこういう活動したい、ああいう活動したいという場合には、こういった場所に応募していただいて、その中で支援を、支援する、財源的な支援を、受けるような窓口がありますので、そういう紹介をしていただくということが大事だと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、町長から、ノーマルな形でということで、何か行事があるときに、支援というんですか、そういうカタで、あと、町長、窓口を広げているという、そういう答弁ありました。実は私は全く逆、逆という言い方もあれなんですけれども、行政区に自由に使えるようなお金を、幾らでもいいから、補助というんですか見てあげるというか、そういう考えはできないのか、その辯伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 全くありません。そういうのを普通、世間ではばらまきと言います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 実は、私、時としてばらまきも大切じゃないかという、そういう思いがしていまして、それはなぜかといいますと、先ほど町長わったおらほのまちづくり等の補助金なんですけれども、そういうやつというのをえてして見ると、どっちかというと、町の人たちが楽しめるような、楽しめると言ったらいいんですけども、関わるような部分も幾分はあるんでしょうけれども、どちらかというと人寄せ的な部分が、以前も伝えたんすけれども、多いような気がしています。

そこで、私が今回こういった補助金なりなんなりは、地域コミュニティーの醸成ということを質問していますので、地域にある程度自由に使っていただけるようなお金の配分というのも、そういったことも大切じゃないかと思うんですけれども、そういったやつを地域で使っていて、ある程度何か形になったところで、全町的な取組というんですか、こう、あれができるんじゃないかなと思いますが、その点、やはり町長は、何ですか、受益者負担でやっていける行政区の区費みたいなやつに対して、もう少し考え方を軟らかくしてもいいのかなという思いがありますので、再度お聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これはもう平行線ですね。何言っても私は変わりませんので。基本的に、今野議員がどなたからお聞きになって、あるいは住民、住民というかな、地域住民の方々にどれほど向き合ってこういう話をするのか分かりませんが、我々、年に4回かな、行政区長会議等やって、行政区長さんのそれぞれのいろんな地域課題含めていろいろ我々は直接聞いております。そういった中で、今、今野議員が言うようなお話というのは、これまで一度も出たことありません。

ですから、今野議員がどこでそういうお話を聞きになって、この場所でお話ししているか分かりませんが、もっと地域の方々の本当の思いというのは多分そこにはないと私は思っているんです。地域支援の在り方というのはそこじゃなくて、また違う、地域支援の支援の在り方というのは別だと思います。ちょっと視点が違うのかなと、私は率直に感じております。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午後0時00分 休憩

午後1時10分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今野雄紀君の一般質問を続行いたします。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、午前に引き続き、続けさせていただきます。

午前中、町長の答弁で、町長はいろいろ行政区の区長会議、年何回やってそういった意見を聞いているという、それに対して私はただ思いつきで言っているんじゃないのかという、そういう答弁だったんですけども、今回は、私、この質問するに当たってなんですけれども、行政区で春に、春、総会がみんなどこでもあると思うんですけども、私いつも忘れでで行かなかつたりするんですけども、ここ何年かは続けて行っていまして、それで、今年

の分の総会のときに、その総会で感じたんですけれども、ふだんは、毎年決まってうちらほ
うの地区では前期後期みたいな感じで区費を集められるんですけれども、それ以前は毎月幾
ら幾らって集められていた経緯もあるんですけども、最近はそのような形になっています。
そこで、総会の中で、例年集めている金額でもしかするとこれからは足りなくなるかもしれ
ないので、臨時的に集めることになるかもしれないという、そういう報告がありました。そ
の内容的には、いろいろ何か頂いたやつの返礼とか、地区のぎりすび的な感じで増えるとい
う、そういうことが出ましたので、私、それで、総会最後のときに、例えば議会でこういっ
た行政区に対して何かの補助金みたいな形でもらうことを提言してはいかがかなという、そ
ういうことを言いましたら、集まったさんは、そうだな、そういうこともいいなとかって、
そういうことを、一応そういうことがあって、こういった質問しているわけなんですけれど
も。

昨今、私の一般質問に対してなんですけれども、町長、何か自分の考えだけで質問している
んじゃないかという、そういうニュアンスで答弁結構多いんですけども、私は、以前も言
ったように、私は一人で、私一人でこういった身分というかバッジついているわけではない
ので、それなりに末等ながら、町民どなたか分からないですけれども信任されて、あえてこ
ういった場に立たせていただいている。町長は町長で、町民全員から賛同を受けて町長に
なっているわけではなくて、そうではないという方の部分も含まれていると思います。そ
ういったことを考えながら、考えていただきながら、もう少し、何ていうんですか、優しいと
言ったらおかしいですけれども、踏まえたような形で答弁いただければと思います。

そこで伺いたいのは、そういう形ですので、先ほど、区に対して予算が組めるような形で
補助金をという、そういう質問した場合、したときに、町長、ばらまきという、そういう答
弁ありました。そこで伺いたいのは、ばらまき、時としてばらまきも私はいいと思っている
んですけども、ばらまきになっては駄目だという、そういう理由というんですか、例えば
財政的に厳しいとか、そういったことはどうのこうのといろいろあると思うんですけども、
そのところを簡単に伺えればと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 今、今野議員のほうから、行政区内で何かの補助金あったらいいよ
ねというふうなお話をあったというふうなお話をいただいたんですけども、そもそも何か
補助金と言った時点で出せないんですよ。目的があって、どれぐらい使って、どういう効果
があるってというふうなものがないと、そもそもこちらで補助金を出す要綱がつくれない。で

すので、何使うか分からないけれども補助金というふうな部分というのは、ちょっと認められないというふうな内容です。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今、もっともな課長答弁だと思うんですけれども、そうでしたら、理屈を言うわけではないんですけども、例えば、各行政区にコミュニティ醸成補助金みたいな、そういう名目だと、もしかすると出せるのか出せないのか、その点、そういう名目、多目的に使える補助金だと、例えば、地区で、どこか当町にないパークゴルフに行くというときは、地区内全員に告知して行きたい人だけ行くような、そういうときの何らかの経費に充てるとか、そういう使い方とか、あとは、通年何かいろんな取組をする中で、地区的行事として使えるようなお金にすれば、それが行く行くは、例えばよその地区でも同じようなことをしていて、全町的な、何ていうんですか、行事なりなんなりに発展するんじゃないかという、そういう思いも、私は理想論的に思っているんですけども、やはり行政としてはどのような考えなのか、再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 恐らく各行政区によって様々な活動が行われているんだろうというふうに思われます。各行政区によって年間必要な経費というのが多分集められて、その中にはコミュニティ醸成に必要な区費という中で集められている区もあると思うんですよ。
(不規則発言あり) いや、私住んでいる行政区はそうです。ですから、何を使うか分からぬので使えるときに使えるような補助金というふうなことではなくて、そもそも、例えば、前の年から来年度はこういう活動をしたいというふうな計画があって、それでこういう金額が必要だからというふうな話であればまだ分かるんですけども、何を使うか分からない、コミュニティ醸成もいろいろあると思うんですけども、そういう具体的のものがあるて初めて成立するんだと思うし、ただ、これまで行政区長会議等行った中で、そういう話というのがありませんので、何でしょう、なかなか、今ここで、分かりましたという回答も出せませんし、検討しますともちょっとと言えないというところです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） それでは、各行政区にそういう主体を委ねて補助金云々ということでしたら、それでしたら、もう少し広げて、よく戸倉辺りでは公民館主催というか主体みたいになっているので、そこの公民館との連携というんですか、一緒に考えていくてする行事等も必要じゃ……、そういうときにそういう予算を使う、予算というか使うようなシステ

ムも考えられるんじゃないかと思うんですけども、その点はどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 今、今野議員がお話しされた補助金というのが、まさに宝くじ等のコミュニティ助成金というふうなところになると思いますので、そこは毎年、役場のほうで支出をしているというところです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そこは分かったんですけども、さらに新たな取組をするためのそういったことというのは必要ないのか。私は、ちょっと分からぬかも知れませんけれども、例えば、行政区の予算だと毎年かつつかつか、もしくは繰越しもあるんですけども、やはり行政区内でいろいろ考えて、地区でもいろいろあるとかだと、お花見とか一部ではしているんですけども、いろんなそういった取組をするためにも、それこそ大きな金額じゃなくて、町ではなじまないと言っているようなお茶代程度でもいいから、そういったことから始めてだんだん大きくしていくという必要もあると思うんですけども、難しいということは分かりました。

そこで、再度伺いたいのは、少し戻るんですけども、町長答弁あった、いろんな補助、助成、たしか4点、5点挙げたと思うんですけども、それらの具体的な金額というか、もしお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 実績といったことでお話をさせていただきますと、一般コミュニティ助成事業につきまして、令和4年度から令和6年度まで各1件ずつの決定となってございます。金額といたしますと、令和4年度が240万円、令和5年度が250万円、令和6年度は130万円ということで、今年度につきましても、既に1件、手続を進行させていただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今の答弁で、年間200万円ぐらいで、それで十分なのかというか、要望等もいろいろあるんでしょうけれども、もう少し見られないと言ったらおかしいですけれども、例えばおらほのまちづくりだと1,000万円計上しているわけなんですが、そういったところからも見て、この数字は、当局としては、町長としてどのように見ているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 先ほど実際に実績を有する事業ということでお話をさせていただきました内容ですが、基本的には備品等の取得に対するものとなりますので、十分か不十分かといいますと、実際皆さんにお集まりをいただいて使う、例えばテーブルですとかそういった、あとはエアコンですとかそういった部分について充当いただいてございますので、充足といいますか、しているんじゃないかなという整理をさせていただいてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今の数字は備品その他ということですけれども、行事等に対する補助というのは1円も入っていないのかどうか、その辺伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 行事に対する、いわゆる事業費に対する助成となりますと、宮城県のほうのコミュニティ再生支援事業補助金といったものがございまして、町としては災害公営住宅の自治会等で御活用いただいている実績がございます。宮城県事業でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 県の事業ということで、公営住宅に充てられているということなんですかけれども、一般の行政区に対しては何らあれもないのか、できないのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 自治会活動といったものをどの範囲で捉えるかといった部分あろうかと思いますけれども、例えば、自治組織の意思で設置場所等について御決定いただいた防犯灯の維持管理、そういうしたものも町のほうでは補助といった形で一部実施をさせていただいておりますので、直接的に何か催物といった形での補助はございませんけれども、その他、通常としてランニング的に要する経費の一部については町として補助としては実施をさせていただいてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そういうものに対する補助というの分かったんですけども、現時点では、物じやなくて、そういう行事等に対する補助の必要性とかというのも全然必要ないと捉えているのか、それとも、そういうことをするには、例えばどのようにすればできるのかという、逆に聞きたいので、そのまんまなのか、その辺、再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 既存のおらほのまちづくり事業等ございますし、先ほど来、今野議

員お話しされている行政区で何か集まり云々というふうな部分に関しては、もしかするとそこは公民館事業という中でできるのかなというふうに思っているところです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、課長から公民館という言葉出ましたので、現在、戸倉、歌津、志津川、入谷はじめ、公民館事業のこう何ていうんですか、そういった行事に対するあれはできているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 公民館事業にかかわらず、社会教育事業、生涯学習振興事業等というふうなことの中での補助金といたしましては、令和4年から令和6年までそれぞれ、令和4年度が11件、令和5年度が13件、令和6年度が15件という形の中で、60万円から80万円の助成金が出ているというところです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） はい、まあ分かりました。

そういう形で、補助金及び助成、コミュニティー醸成のためのそういう行事的なものへのこの支援というのは、どうしてもばらまきになってしまふのか、それとも何らかの形で行政として考えられるのか、その辺だけ1件目伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） そのコミュニティー醸成として何をやるかというのが分からぬ中で何らかの形でというのがばらまきになってしまふので、そこは具体に何かこういうことを、一つ一つ、効果としてこうだみたいな、そういう中身がなきや駄目だよねという話でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、まあ、課長がそう言ったことで分かったんですけども、例えばなんですかでも、今ある、おらほのまちづくりの補助金1,000万円を、例えば半分ぐらい、そういうたコミュニケーション醸成っぽい形の補助金等に、何ていうんですか、できるのかどうか、その辺伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） おらほのまちづくり支援事業補助金の目的等といった部分とコミュニケーションの醸成といった部分については、それはしっかりと区別、区分をして考えるべきだと考えてございますので、何かその1,000万円のうち500万円をコミュニケーション醸成のほうに回

すためにこちらを減額するといった、そういったお話ではないと思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 補助金に関しては大体そういったことだということで、分かりました。

そこで、2番目の高齢化などに伴う、毎戸からの集められる区費などの軽減策について、先ほども答弁あったと思うんですけれども、再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 先ほどもお話ししてちょっと繰り返しになると思いますけれども、各行政区によって年間どれくらい必要な経費というのは、それぞれの行政区で金額が決められるものでありますので、町が区費を定めているわけではございませんので、そこはちょっと別の話なのかなというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 区費への、何ていうんですか、あれはできないということで分かったんですけれども、そこでちょっと見方というか角度を変えて、先ほど答弁にもあったような、防犯灯とかの答弁あったんですけども、例えば、今、防犯灯設置は2分の1の補助で行政区やっているわけなんですけれども、それで電気代、防犯灯代のほうは、町がたしか3分の1補助でなっているんですけども、行政区の負担をなるべくというか、前同僚議員の一般質問でもあったんですけども、そういった区費に対して、例えばなんですけれども、防犯灯の電気代を3分の1から2分の1ぐらいに町の負担割を上げるという、そういうことは考えられないというか、できないのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 何とか今野議員言っているアウトラインは分かるんですけども、防犯灯の補助率を上げる、それは、そもそも質問のこのコミュニティーの醸成という部分とは全く関係ない話になってしましますので、そこはちょっと議論の論点が違うのかなというふうに思っておるんですが。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 見方によってはそうなんでしょうけれども、区費を集められているわけでしょう、毎年、前期5,000円、後期、あと一括で1万円とか1万2,000円って集められているわけでしょう。そうすると、その集められたやつが予算として年度当初の予算が組まれるわけなんですけれども、そのときに、電気代の予算というんですか、決算のほう分かりやすいんですけども、幾らかかったということで決算報告あるわけなんですけれども、その分

が、何ていうの、負担率が多く持ってもらえば下げられるので、先ほど言ったような、町に、町じゃない、行政区に何かの補助なり、もしくは臨時に集められる分の軽減になるんじやないかという、そういう思いから、結局コミュニティー醸成に役立つんじゃないかという、そういう思いあるんですけれども、分かります。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 最初に何となく分かるんですけどもと言ったのは、多分そうなんだろうなということで、分かるんだろうなと言ったんですけども、ただ、そうなると、何ていうんでしょう、防犯灯の負担率を上げる理由がおかしくなるんじゃないでしょうかという、補助事業として成り立たないんではないでしょうかというところです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そこは難しいところなんですけれども、私、質問の冒頭に、聞いていました、物価高騰、気候変動、社会状況の変化に伴うということをうたって質問しているんですけども、やはり答弁としてはそのような形の答弁になるのかどうか、再度伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 各行政区で年間集めている区費があって、コミュニティー醸成のために防犯灯の補助率を上げて、余ったのをコミュニティー醸成の経費に使うという意味で捉えたんですけども、そうなると、ですから、防犯灯の補助という、そもそもその名目が成り立たないというふうなお話でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ改めて、そのことは、課長の言うとおりという部分もあるので、お聞きして、受け止めさせていただきますけれども、そこで、ちなみに、せっかく防犯灯出ましたので、これ通告外なるかどうか分からんんですけども、今後、何ていうか、地区のためではないんですが、いろんな面でこの防犯灯代の負担割を上げるような考えというか、あるのかないのか、できるのかどうか、その点だけ簡単に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） 現在、防犯灯に関しましては、60団体ですか、60団体で、補助対象額として460万円ほどの3分の1ということで、150万円ほど補助を出しているというところでございます。

たしか、令和4年、3年か4年だったと思うんですけども、前までは3分の1補助という

ことではなくて、防犯灯のワット数に応じて5段階あって、ちょっと詳しい資料ないんですけれども、それで助成を出していたんですけども、それだとちょっと行政区大変だということで、今現在の電気料の3分の1というふうな形に改正をしているところでございます。

これまで、それ以降ですね、防犯灯に関しての補助率上げてくれというふうなお話というのはございませんし、ただ、今後、どれぐらいそういった物価高騰があるか分かりませんけれども、そのときにはまた検討をしたいというふうに考えています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 大体、課長さっき答弁あったように、460万円ぐらいで、地区で150万円ぐらい負担の補助というの、2分の1にすると約77万、80万円弱の金額なんですけれども、こういったコミュニティー醸成とかわらず、こういった諸物価高騰の、何ていうんですか、町でも何ばか見ているんだなという、そういう思いをするためにも、こういった見直し等は、行政区から上がってくるのも大切なんでしょうけれども、町でもある程度見てあげる必要があるんじゃないかなと思いますが、そういったことをお伝えしておきたいと思います。

それで、3番目、地域的な行事から全町的な行事への展開ということで伺いたいんですけれども、例えば昔は、今も若干あるようですが、スポーツで例えると、よく町長杯何々大会とか、教育長杯何々大会とかってあったんですけども、現在、たしか町長の冠だとグラウンドゴルフがあるらしいですけれども、今後これからももう少し広げて取り組む必要性があるのかないのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 実際にはスポーツ大会等がメインになろうかと思いますけれども、いわゆる冠をつける、つけないといった部分の前段階、そういった点の前段階として、そういった大会、各種行事の事業の実施等を御計画いただく段階で、冠をつける、つけるべきかどうか、目的等に照らしながら、団体と町側が協議して個別に考えていくお話になろうかと、一律につけるべきだとか、つけることを推奨すべきだとか、そういったお話ではないと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そういったことも大切なんでしょうけれども、私思には、やはり、町長いつも言うように、下から上がって来て、何でもかんでも協会をつくって、したほう、しろとかという、そういう答弁あるんですけども、やはりこういった中で、行政主導ではないですけれども、ある程度冠つけて大会を開くことも、全町的な流れになれば、それこそコ

ミニティー、昔の運動会みたいな感じができる、マラソンというかそういったやつでも何でもいいんですけども、そういったことも考えていく必要があるんじゃないかなと思いますけれども、その点はどのように考えているんでしょう。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 議員お話しの内容といったものも承知はしておりますつもりなんですが、一方で、御質問の主題にございますとおり、地域コミュニティといったもの自体を考えた場合に、果たして行政側が、例えばそのきっかけとなるお話し合いの場、そういったもののつくり方といったものについて参画はし得るとしても、何かしらこちらのほうで枠組みをつくって、それに参加可能な方あるいはチームが半強制のように入っていただいて、それが継続していくといったのは、それが直接地域コミュニティの醸成につながるかどうかといったところでは疑問があると思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 揚げ足を取る、なあれではないんですけども、今、課長、きっかけという答弁ありました。そこで、町としては、コンスタントにそういうきっかけづくりの機会を設けているのか、設けなければいけないと思っているのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 周知の度合い等は御評価はあるかと思うんですけども、まさに当課で所管してございますおらほのまちづくり事業補助金、これは絶対的に全町的な大規模事業に限定しているわけではありませんので、そういうものの広報アナウンスの一つを取っても、何かしらのきっかけづくりにつながっていると我々は考えさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そういう形で全町的な取組ということでまあ分かりました。

1件目これぐらいにして終わらせていただきたいと思います。

次、2件目なんんですけども、生涯スポーツの振興ということで、教育長に伺いたいと思います。

質問の要旨としましては、スポーツ観戦やeスポーツなども大切だと思われるんですけども、実際体を動かし汗を流すスポーツも、健康面、爽快感及び満足感というか幸福度を増すために必要ではないかと思います。当町における生涯スポーツ、ニュースポーツ等への取組について伺いたいと思います。

まず、1点目として、テニスコート、屋内運動場、あと学校の体育館等、教育財産の活用の現状、そして今後のさらなる利活用について伺いたいと思います。

2番目としまして、議会冒頭、教育長の就任、就任というんですか、所信というか挨拶の中で、私、生涯学習の充実ということでおっしゃられたので、ちょっと心強く、生涯スポーツ振興に対する考えについて伺いたいと思います。

あと、3点目は、これがメインといえばメインなんですけれども、ニュースポーツ普及への取組についてということで、昨今、テニスとバドミントンと卓球を合わせたピックルボールというスポーツが、アメリカや国内、全国でじわじわ広まりつつあり、子供でも大人でも親子でも楽しめるスポーツで最適だと思えるんですけども、こういったことを町としていうことも必要だと思うんですけども、推進するに、こういったニュースポーツ、値するか、その所見を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） それでは、今野雄紀議員の2件目の御質問、生涯スポーツの振興についてお答えいたします。

初めに、御質問1点目、施設の活用の現状と今後の利活用についてであります。スポーツ交流村及び平成の森のほか、学校開放事業といたしまして南三陸町立学校施設使用条例に基づき学校施設の一部を開放しているところであり、平日の夜間における体育館においては空きがない状態が続くなど、多くの町民皆様に御利用いただいているところであります。

今後の利活用につきましては、これまでの一般質問等において答弁しておりますとおり、町民の生涯スポーツの振興を推進するため、令和5年度に策定いたしました社会教育関連施設長寿命化計画に基づき、老朽化が著しい既存施設の計画的な改修等により、当該施設の長寿命化を図っていく必要があると認識しております。

次に、御質問の2点目、私の生涯スポーツ振興に対する考え方についてでありますが、誰もが健康に生きがいを持って生涯を過ごしたいという願いは、どの時代も変わらないものと思っており、その方法の一つとして、誰もが親しめる生涯スポーツを推進することは、とても大切なことだと認識しております。無理なく、年齢や体力に合わせて体を動かすことで得られる満足感、さらには仲間と一緒に活動することで得られる一体感、仲間とのコミュニケーションを通した充実感など、人格の形成に影響を及ぼす大変貴重な活動であると言えます。地域の活性化にもつながるものと思っております。

私自身、30年以上バスケットボールに関わり、バスケットボール協会の活動やスポーツ少年

団の活動を続けてきました。スポーツ少年団で指導した子供たちが地元に戻り、バスケットボールに親しみながら活動を続けており、その中には新たにスポーツ少年団の指導者となつた教え子もあります。このように巡っているのもスポーツのよさであると思っているところです。

今後におきましても、誰もが身近に生涯スポーツを親しむ環境づくりを強く推進し、スポーツを通じた教育、学びの場の創出に努めてまいりたいと考えております。

最後に、3点目、ニュースポーツ普及の取組についてであります。教育委員会といたしましては、これまでも指定管理者と連携し、スポーツ体験デーとしてベイサイドアリーナを開放し、ボッチャなどのニュースポーツをはじめとした様々な種目を体験できる機会を提供しているところであります。

議員御承知のとおり、ニュースポーツは幅広い年齢層の誰もが気軽に楽しめるものでありますことから、ピックルボールも選択肢の一つになり得るものとは考えられますが、現時点においては、推進するに値するかどうかの判断材料は持ち合わせておりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、施設の活用に関して伺いたいと思います。

答弁では、教育施設、学校の体育館等、あとベイサイド等も夜間とかは結構いっぱいというか、活用されているという、そういう答弁ありました。

そこで伺いたいのは、そのほかの施設なんですけれども、例えば、ベイサイドの近くにあるテニスコートとかはどのような利活用なっているのか、十分なっているのか、その辺、最初伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） テニスコートなんですが、まず、利用者数、直近2年を、数字を御紹介いたしますと、令和5年度が583人、令和6年度が371人という数字になっておりまして、主に中高生、それから他市町の団体の方も利用されているというふうに伺っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） テニスコート、私、前通るときはほとんど使われていないというか、そして、よく担当の人に聞いたら、土日とか多いということで分かったんですけども、今年あたりというか、聞いたら、先ほど課長答弁あったのは、去年の分とあれですか。テニスコート。去年度の分。私、この前、ベイサイドに行って、直接今年の状況確認したら、大体85

件で621人ということで、随分多いんだなという、そういう思いはしたんですけども。

そこで伺いたいのは、施設自体、結構傷んでいる部分はあるんですけども、今後、何ていふんですか、改修する予定とかあるのか。何か、別の生涯担当の方に聞いたら、震災のときに、将来的にいろいろ使えるので壊さないで取っておいたという、そういう経緯もあるみたいですが、そこ改修の予定等あるようでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） 現状においては、フェンスから、そこからあとネットを、隨時といいますか、指定管理者のほうで、ボールが外部に行かないようにとか、そういったところで、都度付け足したりといったところはありますが、現状の中で、これから施設を改修というところまでは、今の時点では考えはございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 分かりました。

テニスコート4面あって、そのほかの部分で活用できないのかなという、そういう思いがしましたので、先ほど、3番目の質問にもあるんですけども、そういった新しいスポーツに活用する方策もできるんじゃないかという、そういう思いがしましたので、当面はそういった状況で使うということで分かりました。

次に伺いたいのは、これ教育財産になるのか普通財産になるのか分からないですけれども、昨今できた、テニスコートの近くの、教育長得意のバスケットのあれができたんですが、その近くに何か別のピックルボールなりのコート等を造れるんじゃないかと思うんですけども、そういったことは考えられるのか、そのスポーツ自体、まだ教育長、検討ということなんですけれども、そのところを利活用として伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） 元の役場の仮設があったところにバスケットボールのコートがあるということと、その近くに新たなコートというところですが、今のところは予定はございません。（「バスケットのコートじゃなくて、別の何かに使える……」の声あり）同じ、隣に、（「あそこの……何か使えそうなので、だから」の声あり）ええ。（「もう1回、大丈夫ですか。今後、あそこのバスケット以外に……」の声あり）

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、最初、スリー・オン・スリーのバスケットコートできましたけれども、町としては、あそこの広場、私、かつては、スケートパークっぽいやつを造ったり

とかしてもいいんじゃないかという提案はしていたんですけども、昨日も行ってみたんですが、あそこせっかくバスケットがあるので、別のスポーツというか遊び、スケボーでも何でもいいんですけども、そういうことをしていって、生涯学習のスポーツではないんですけども、していくことも、ある程度立派に舗装なっているのでできるんじゃないかと思うんですけども、そのところを、管理されている方が教育長かどちらかに伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） ありがとうございます。

おっしゃるとおりではございますが、現在のところでは新たな整備ということは考えておりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 次の場所なんですか、少しずつ聞いていきたいと思います。

生涯学習センターがあるわけなんですけども、現在、学習センターの中庭って結構いい感じで広場あるんですけども、その活用というんですか、当初どういった予定でああいつた部分ができたのか、そして今後何かの形で活用できないのか、その辺伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） 中庭の玄関の手前のところということだと思いますけども、あれは中庭としての整備であって、今のところ新たな利活用ということは考えておりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 昔、昔というか、松原にあった頃の公民館ですと、公民館に行くと、何かかんかスポーツというかできたと思うんですが、私思うには、せっかくああいつた中庭があるので、何かこう、3番のと通じるんですけども、ああいつたところにピックルボールのコートというか、造れると、造れるというか、簡単にできると思うんですけども、そういう利用も考えられると思うんですが。そのほかにいろいろ、生涯学習センターですと、中の卓球とかする広場あるでしょう。あそことも屋内でピックルボールできるんじゃないかという思いで少し現地調査をしてきたんですが、そのほか、もう少し付け加えさせていただくと、戸倉の公民館の2階の広場も結構いい感じで広さがあるので、あそこでもできるんじゃないかということで質問しようと思って、町長に怒られないように、現場見てきたのかと言わぬ形で見てきて、実際、公民館のあの人、主任、所長、フットサルの阿部さんにいろいろ聞いてきたんですけども、実際は難しいような話をしていましたけども、使いよ

うによってはできるんじゃないかという、そういう思いがしていました。

そういったところを含めて、いろいろ今後利活用できる場所はあると思うんですけども、前向きに進めていけるような気持ちというか状況なのかその辺、まだ分からぬでしようけれども、そういった所見を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（及川 貢君） ピックルボールでの生涯学習センターの中庭の利活用というところのお話が出ました。あそこは、生涯学習センター自体もガラス張りというかのところで、恐らく中庭というと、第一研修室と会議室、それから事務所が全てガラス張りになっているというところで、安全性という意味で、少しちょっとそういった安全面が確保されないのかなと、今聞いていて思った次第であります。

また、生涯学習センターの中で卓球するスペースというと大会議室になりますけれども、ピックルボール自体、恐らく高さもあって、戸倉公民館の2階のスペースもそうですけれども、高さ的にどうなのかみたいなところは、今、正直聞いていて、正直思ったところでございます。

また、ラインのというところも、そこ、生涯学習センターの中庭とかそのほかのところには引いてございませんので、ニュースポーツというと誰でも気軽に健康づくりというところではあって、その場所を否定するものではございませんけれども、そこが一番最適かというとそうではないのかなというふうな思いがしております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） もう本当は3番のところでお見せしようかと思ったんですけども、実際ピックルボールのラケットというかパドルというか、皆さん見たことないと思うので、実は私、個人的に、今回の質問のためというわけではないんですけども、自分でもやろうと思って購入しました。ちよろっと議長の許可を得ましたので、得ていましたので、現物をお見せしたいと思います。

こういったやつで、こんな、こういったやつが実際のピックルボールで使われるやつです。先ほど課長懸念したような、こういったボールですので、テニスボールとか野球のボールと違って、例えば、少々、学習センターのガラスは厚いので、特に安全面は多分大丈夫だということで、いろいろネットとかでもうたわれています。

そこで伺いたいのは、こういった形で、町内の、町内というか、町の施設の中で、ちょっとした広場があれば、簡単にというか、先ほど課長、ラインの件も心配していましたけれども、

ネットとポールあまり高くないんですけれども、それに角の部分だけ当てるようなシールというか、もついているみたいですので、そういったこともあまり心配する必要もないのかなという思いがしています。

そういったことからして、こういった、外でもできるし体育館その他もできるので、町としてというわけではないんですけれども、今後いろんな形で、何ていうんですか、使えるというか、そういうスポーツだと思います。

そこで、1点目の施設の関係に関しては終わらせていただいて、2番目、生涯スポーツの普及ということに、3番目ですね、3番目の生涯スポーツの普及ということに移らせていただきます。

いよいよこのピックルボールのあれなんですけれども、そこで最初に伺いたいのは、生涯スポーツの普及ということで、私、以前から言っているあれなんですけれども、学校教育に対して社会教育の重要性、所信での、先ほども述べたように、社会教育の中の生涯学習の充実という言葉に、私、何度も言うように、安心というか力強さを感じました。

そこで伺いたいのは、小学校の通学の規定について見直しができないのかなという、そういうことをお聞きしたいんですけども、例えば、私、もう学習センターで、例えばピックルボールなり何らかのスポーツができるという前提でこれはお聞きしたいんですけども、そこでその通学規定なんですが、現在、志津川小学校と図書館というか学習センター、あんなに近いのに、ほとんど小学生の利用というんですか、それがなされているのかもしれないんですけども、そこで伺いたいのは、以前も聞いたんですけども、学校の小学校の規定としては、帰り道に道草をしては駄目だということで、通学路も決まっているようなお話をしたので、そこを図書館に寄るのはオーケーよみたいな、そういったことは考えられないのかどうか、伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 答弁できますか。

今野議員、全然通告外だから、それはちょっと。

○10番（今野雄紀君） 質問の内容としては、うん、忘れたこともあるんですけれども、学校教育と社会教育というか、その分離について少しずつ聞いていきたいという、そういう思いがして、その先に生涯学習なり生涯スポーツということの取組があるので、ちょっと枠を広げてお聞きしたわけなんですけれども、私、この場で何度も例言っているんですけども、以前は歌津地区に関しては伊里前小学校あって、その階段下りるとすぐ、以前は、前は、古いほう右側だったんですけど、新しく左側に建てて、そして、そういった図書館を歌津の小……、

伊里前の学校の生徒たち、生徒というか子供たちは利用していました。それを重ねるわけではないんですけども、せっかく近くにあって、あまり通学のときに使えないというのはもったいないんじゃないかなという思いがして聞いているんですけども、それは図書館だけじゃなくて、先ほど質問したように、中庭等で遊べるような何かがあったら、それもできるんじゃないかなという、そういう思いがしていましたので、それでお聞きしたんですけども。

それで、通学路の、以前の教育長、その前の教育長……に聞いたら、学校では通学路を決めていて道草はできませんよという、そういう答弁いただいたので、それを見直してあれする必要があるんじゃないかなという、そういう思いなんすけれども、直接的には生涯スポーツとは関係ない質問かもしれませんけれども。

○議長（星 喜美男君） ちょっとそんなの簡単に変えられる話でもないし、事前に通告でもしていればそれは検討してきていると思うんだけれども、そう簡単な話ではないじゃないですか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ、この件に関しては別の場面でお聞きしたいと思いますので、このことは聞かなかつたことにしないで、一応耳にとどめておいていただきたいと思います。

次、いよいよ本題に入りたいと思います。

そこで、ピックルボールに関してなんすけれども、先ほど、私、現物見せました。同僚議員の中にはタブレットで見ていただいている方もいるようすけれども。そこで、以前だったら長々と読み上げいろいろするんですけども、ちょっと長くなりますが、簡単にピックルボールを、今の時代、ネットで簡単に分かるんでしょうけれども、こういった場で説明させていただきたいと思います。

ピックルボールというのは、1965年、アメリカのベインブリッジ島のとある家庭で、退屈した子供が親に家族で楽しめるゲームとして考案、道具を自作したということです。なおさら、ピックルという名は、これは飼い主の名前だそうです。日本において、中高齢の人でも楽しめる生涯スポーツとして自治体など主導で普及が図られているという、そういう面もあるようです。緩過ぎず、激し過ぎず、ちょうどいい運動量、安全にプレーでき、子供からシニアまでみんなで楽しめるというスポーツだそうです。

テニス、先ほど言ったように、テニス、卓球、バドミントンの要素を併せ持ったスポーツで、ルールは比較的シンプルで、高齢化、手軽にできるスポーツ。テニスのハードコートがピックルボールのコートに変わっているところも大分あるということです。日本では、全豪オープンで残念ながら1回戦敗退した大坂なおみさんもやっているということですし、あと、昨

日、ジョコビッチもやっているということで聞きました。

そこで、2020年4月時点なんですけれども、5,000人の競技人口があり、道具は、先ほどお見せしたパドルとボールがあればできる。コートはバドミントンと同じ大きさで、シングルスとダブルスがあり、主にダブルスということです。

そこで伺いたいのは、先ほど教育長答弁あったように、ニュースポーツに対していろいろ体験デーというか、そういったことも設けているということの答弁がありました。そこで、私としては、希望としては、たしか今年の7月の9日に気仙沼でピックルボールの体験会が、主催はちょっと個人かどうか分からぬんですが、あるということなんですけれども、もし可能というか検討できるんなら、当町においてもこの体験会を指定管理先とかと検討して行っていただければと思いますが、そういったことは、即答は難しいでしょうけれども、検討に値するのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は2時30分といたします。

午後2時10分 休憩

午後2時27分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

今野雄紀君の一般質問を続行いたします。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、先ほどの休憩に引き続き、質問させていただきたいと思います。

そこで、るる教育長のそういった考え方というんですか、少しは確認できました。

そこで伺いたいのは、しつこいようですけれども、またこのピックルボールについてなんですが、ピックルボールの可能性ということについて少し述べさせていただいて、あと、教育長の所見というか、伺いたいと思います。

ピックルボールの可能性として、現代、子供たちなんですけれども、携帯電話でゲーム、ユーチューブ、SNS三昧で夢中になってしまう子供たちを運動させるための仕掛けとして、時間を決めたりスクリーンタイムなどもあると思うんですけども、そこで携帯よりも楽しいものがあれば、携帯中毒にならなくとも済むのではないかということもあるようです。

そこで、話はちょっと大きくなるんですけども、今年4月から、マレーシア、クアラルンプールにピックルボールをスタジアムで、プロ仕様の施設の利用でコーチングなどもされ、マレーシアの全国の小学生が平日の8時から4時まで無料でプレー、トレーニングできるようになったということです。この政策は、子供たちが運動しなくなることを防ぎ、スクリー

ンタイムを減らすためのピックルボールの力の可能性を国挙げて取り組んでいるということです。日本でも使いようによつては学童保育の代わりにもなるのではと、私がたまたま見つけた、SNSのnoteというので発信している方がおられました。

これまで、私自身もこれまで、高齢の方の生きがい、健康づくり、幸せ増進のためにと、パークゴルフ等を飽きるほど質問してきました。今回のピックルボールは、年代問わず、子供から大人まで、そして高齢を重ねた人たちでも一緒に楽しめるスポーツということです。町としても、ベイサイドのさらなる活用として、セントラルスポーツさんが指定管理されているわけですので、パドルと呼ばれるラケットもあまり高価ではなく、ネットとポール自体も、球が軽いということで丈夫さをあまり必要とせず、ネット、ポール、セットで、私も買ったんですけども、1万5,000円ぐらいで買えました。パドルは、先ほどのはちょっと派手な柄のが好きじゃなかったので少ししましたけども、約2,000円ぐらいから買えるそうです。比較的あまりお金をかけずにできるスポーツですので、気仙沼では、先ほど伝えたように、来月9日、ピックルボールの体験会もあるようです。行政主導といいますか、当町でも体験会の開催など検討してほしいと思っています。

そこで伺いたいのは、先ほども答弁ありましたけれども、前向きな形で体験会の開催への取組、そして、でき得るならば、用具の購入等も検討していただきたいと思います。ということを伺って、今野雄紀、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 小松教育長。

○教育長（小松祐治君） 今、今野議員より、ピックルボールについて詳しく御説明をいただきました。

おっしゃるとおり、今、子供たち、ゲーム等でスクリーンタイムを減らすというのは、学校の現場でも課題の一つではあります。おっしゃることはもっともだと思って聞いておりました。

今野議員おっしゃるように、ピックルボール、魅力を発信していただきましたけれども、現時点では、町全体での需要というか、どれくらいの人が見込めるかについても見込んでおりませんので、もし、今後、町全体でそのような声が高まるようであれば、教育委員会といたしましても、声が高まるようであれば改めて話題に上げたいとは思っております。

あと、先ほどおっしゃった体験会についてですけれども、先ほど、最初の答弁で、指定管理の施設を使ってスポーツイベントを行つてあるということで、今年度は9月15日の敬老の日に、昨年はシニア向けのボッチャ等の体験会を行いました。それから、今度は10月13日のス

ポーツの日に、世代を問わず様々な方にスポーツの開放の体験会を行います。

先ほど、バドミントンコートが活用できるということですので、ベイサイドアリーナにはバドミントンコートがありますので、例えばこの例年生涯学習課で行っている体験会のほうに、ピックルボールについて1コーナー等を設定してということは、今後考えていくことは可能かなと思っております。

いずれにしても、今おっしゃったように道具のこともお聞きしましたけれども、その辺の整備もきちんと必要かと思いますので。ですので、現段階としては、コートの整備と、それから用具の購入等については、考えるところまでは至らないというお返事といたします。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 以上で、今野雄紀君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

日程第3 報告第1号 南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分
の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、報告第1号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第1号南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

本件は、令和7年3月31日付で公布された地方税法等の一部を改正する法律の施行に対応すべく、同日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った南三陸町町税条例の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） それでは、細部説明を行います。

改正条例本文は、議案書3ページから7ページまで、議案関係参考資料は、2ページから14ページまでとなっております。

議案関係参考資料により御説明させていただきます。資料の2ページをお開き願います。

まず、条例改正の理由につきましては、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律が令和7年3月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに

対応するため、南三陸町町税条例の一部を改正したものでございます。

次に、条例改正の概要について御説明いたします。

個人町民税関係では、令和7年度税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応等の観点から見直しが行われ、納税義務者と生計を一つにする年齢19歳以上23歳未満の親族、いわゆる特定親族のうち、控除対象扶養親族に該当しない場合において、その特定親族の合計所得金額に応じて段階的に控除する仕組みとして特定親族特別控除が新たに追加されたものでございます。

具体には、令和7年1月1日から12月31日までの収入を基礎とする令和8年度の個人町民税から、合計所得金額が58万円を超える19歳から23歳未満の親族がいる場合においても納税義務者が所得控除を受けられるというものでございまして、特定親族の合計所得金額が58万円を超え123万円以下である場合に控除が適用されるというものでございます。

令和6年分所得の状況を基に計算しましたところ、税収への影響については約60万円の減少と見込んでおります。

軽自動車関係では、2輪の原動機付自転車に新たな区分基準が追加され、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しが行われたことから、税率区分の改正が必要となったものでございます。

今回追加されました原動機付自転車の新基準は、総排気量が0.125リットル以下で最高出力を4.0キロワット以下に制御したバイクでございます。

税率については年額2,000円でありまして、50cc原付バイクと同額となっております。

町たばこ税関係では、加熱式たばこに係る課税方式の見直しでございます。

国たばこ税の見直しに伴い、地方たばこ税においても、加熱式たばこの課税標準に係る換算方法の特例を規定するものでございます。

今回の改正は令和8年4月1日から施行されますが、激変緩和等の観点から、その実施時期については、令和8年4月1日と令和8年10月1日の2段階で実施する経過措置が講じられております。

令和6年度分を基に計算しましたところ、令和8年度においては、概算ではございますが、約260万円の税収増加が見込まれます。

そのほか、法律等の改正に伴う規定の追加及び項ずれの反映など、所要の改正を行っております。

資料3ページは、今回の一
部改正条例の改正項目、改正した条番号、改正内容等についてま

とめたものでございます。

資料4ページから14ページは新旧対照表でございますので、御確認いただければと思います。

以上、細部説明といたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって……今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ伺いたいと思います。

いつも私、こういった条例の改正で聞いているんですけれども、1番と3番の影響額はお伝えいただいたんですけども、原付バイクは、今まで、軽……、原付250ccも2,000円になるということなんですね。

そこで伺いたいのは、その影響額と、もう1点は、以前、原付だと白いナンバーで、90だと、90までだと黄色でしたっけ、それで125までだとピンクだったと思うんですけども、そういう税だけ変更なるのか、あとナンバーは変更なるのかならないのか、お分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 軽自動車税は、50cc相当バイクと同じ税率ですので、影響額については、置き換えといいますか、そういうふうになると思われますので、影響額はないのではないかなということを思っております。といいますのは、今回この50cc……、新基準が区分に追加された経緯としましては、2025年つまり今年の11月以降、排出ガス規制が適用されることになることに伴いまして、現行の50cc原付ではその新たな排出ガスの規制に対応できることで、新たな新基準のバイクが開発されているという状況になってございます。

○議長（星 喜美男君） ナンバーの色は。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 申し訳ありません。ナンバーについては、50ccの原付バイクと同じなので、白ナンバーで、速度制限なんかも全て同じになっております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） じゃあ速度制限は、前、今は原付だと30キロでしたっけ。それが30キロ以上出せるということなんですか。もともと50ccは30キロなのか。その。

あと、こいつ、多分これ125cc以下で出力4キロワットですか、50cc相当であるんですけ

れども、これは、今これから普及すると思われる電動というんですか、そういったバイクの基準とかとの兼ね合いはどうなっているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） 交通ルールにつきましては、本当に原付の50ccバイクと全く同じということになっておりまして、なので、制限速度も30キロ以下ということになっております。なので、原付二種は、この原付だけの免許では運転できないですか、本当に50ccバイクと同じ要件で走る新たな基準の原付バイクということになっております。

なので、申し訳ございません、白の縁なしのナンバープレートということで、今の原付の50ccバイクと同じ仕様に、仕様ということで決められております。（「125……30キロ……」の声あり）

これ、その法律、そちらの法律で定められたことなので、私もこれ以上のことは何ともお答えのしようがないんですけども、いずれ交通ルールは今までの原付一種、繰り返しになりますが、50ccのバイクと全く一緒ですということになっております。（「分かりました」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって報告第1号の件を終わります。

日程第4 報告第2号 南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、報告第2号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第2号南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告についてを御説明申し上げます。

本件は、令和7年3月31日付で公布された地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に対応すべく、同日、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行った南三陸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長兼歌津総合支所長（芳賀洋子君） それでは、細部説明を行います。

改正条例本文は議案書10ページ、議案関係参考資料は15ページから17ページまでとなっております。

議案関係参考資料により御説明させていただきます。

資料の15ページをお開き願います。

まず、条例改正の理由につきましては、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され令和7年4月1日から施行されることに対応するため、国民健康保険税の課税限度額及び減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しの必要があることから、南三陸町国民健康保険条例の一部を改正したものでございます。

次に、条例改正の概要について御説明いたします。

1点目は、国民健康保険税の基礎課税分（医療分）及び後期高齢者支援金分に係る課税限度額をそれぞれ引き上げたものでございます。

改正後の額については表の下線箇所のとおりでございまして、基礎課税額の課税限度額を現行の65万円から66万円に、後期高齢者支援分に係る課税限度額を現行の24万円から26万円に改正となり、これに伴いまして、課税限度額の合計が現行の106万円から109万円となるものでございます。

2点目は、国民健康保険税の減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しに伴う改正でございます。

5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、被保険者の数に乗すべき金額をそれぞれ引き上げたものでございます。

改正後の金額については表の下線箇所のとおりでございまして、5割軽減については現行の29万5,000円から30万5,000円に、2割軽減については現行の54万5,000円から56万円に改正となるものです。

以上の改正を踏まえ、令和6年度分の課税額を基に算定しましたところ、概算ではありますが、課税額は約1,300万円の増額、率にしますとプラスの4.4%が見込まれます。

資料16ページ、17ページは新旧対照表でございますので、御確認いただければと思います。

以上、細部説明といたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

ないようありますので、これをもって報告第2号の件を終わります。

日程第5 報告第3号 令和6年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、報告第3号令和6年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第3号令和6年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

令和6年度予算のうち、令和6年度3月会議において、繰越明許費の御決定をいただきました事業について繰越明許費繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） それでは、報告第3号令和6年度南三陸町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について説明をさせていただきます。

議案書12ページを御覧願います。

この表に列挙してある事業につきましては、全体で6事業でございます。これらの事業については、令和6年度3月補正予算においてお認めいただきました繰越明許費予算について、実際にどれだけの金額が令和7年度に繰り越されたのかを表したものでございます。

これらの手続につきましては、地方自治法施行令146条第2項の規定に基づき、翌年度5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会、つまり本6月会議に報告することになっているものでございます。

表の真ん中の金額等記載されている欄が令和6年度に御承認いただきました事業ごとの繰越限度額でございますが、これに対しまして、その隣の翌年度繰越額の欄の数字が実際に繰り越された金額でございます。それぞれ限度額の範囲内ということになっております。

最下段に金額の合計欄でございますが、金額欄、限度額が3億8,051万8,000円に対し、翌年度繰越額につきましては3億7,934万1,000円となっております。繰り越す財源につきまして

は、その隣の財源内訳として記載の未収入特定財源と一般財源を合わせて繰り越すものでございます。

それでは、それぞれの事業の完了見込みについて申し上げさせていただきます。

水道事業会計出資事業が完了予定、令和8年2月、素材生産代行事業、令和7年6月、漁港管理事業、令和7年9月、漁港建設事業、令和7年9月、町道新設改良事業、令和7年12月、漁港施設災害復旧事業、令和7年7月。以上が完了予定となっております。

以上で報告第3号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって報告第3号の件を終わります。

日程第6 報告第4号 令和6年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、報告第4号令和6年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第4号令和6年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを御説明申し上げます。

令和6年度内の事業完了が困難となった事業について事故繰越しとして決定し、事故繰越し繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令の規定に基づき報告するものであります。細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（千葉 啓君） それでは、報告第4号令和6年度南三陸町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

議案書の14ページをお開き願います。

こちらの事故繰越しにつきましても、報告第3号と同様に地方自治法施行令の規定により、同様の手続により議会へ報告させていただくものでございます。

今回記載の令和5年6月豪雨農業施設災害復旧事業については、事故繰越しとさせていただいております。令和6年度事業として完了を目指しましたが、表中右側の説明欄に記載のと

おり、河川管理者との調整に時間をおこしたため、やむを得ず事故繰越しとして令和7年度に繰越しをさせていただくものでございます。繰越し額は2,331万9,700円、財源につきましては、隣に記載の財源内訳として既収入特定財源、国庫支出金と一般財源を併せて繰り越すものでございます。

なお、事業につきましては、令和7年5月に完了をしております。

以上で報告第4号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。

この事故繰越しの総額が分かりましたけれども、個人、全体でこの額ということが分かったんですけれども、個人何件といいますか、そういう、災害の復旧事業の主な件数といいますか、額でなく総体的な面積とかそういうものも、分かっている範囲でいいですので、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（佐藤正行君） 本件につきましては、頭首工の復旧工事ですので、個人とかということではございません。頭首工です。（「はい、了解しました」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって報告第3号の件を終わります。失礼しました。第4号の件を終わります。

日程第7 報告第5号 令和6年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、報告第5号令和6年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました報告第5号令和6年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明申し上げます。

令和6年度予算のうち、資本的支出の建設改良費について繰越計算書を調製しましたので、地方公営企業法の規定に基づき報告するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長から御説明申し上げますので、よろしくお願いを申し

上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（小野寺洋明君） それでは、報告第5号について細部説明をさせていただきます。

議案書は16ページをお開きください。

令和6年度南三陸町水道事業会計予算繰越計算書でございます。地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しでございます。国道管理者との占用協議に時間を要しましたことから、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

繰り越した事業は、戸倉地区における配水管の更新事業でございます。

繰り越した事業の予算計上額の合計額は2億4,781万1,000円で、財源の内訳といたしまして、事業費の3分の1を国庫補助金で、その他、起債、一般会計からの出資金、水道事業会計の一般財源、それぞれ繰越計算書に記載の額でございます。

事業の実施場所につきましては、戸倉の津の宮地区から藤浜地区までの約2.7キロメートルの更新となります。

完成予定時期につきましては、令和8年2月末を予定しております。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようありますので、これをもって報告第5号の件を終わります。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会することとし、明6日午前10時より本会議を再開したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することとし、明6日午前10時より本会議を再開することといたします。

本日は、これをもって散会といたします。

午後3時00分 散会

